

第422回南国市議会定例会会議録

第3日 令和3年9月8日 水曜日

出席議員

1番 杉 本 理	2番 丁 野 美 香
3番 西 山 明 彦	4番 神 崎 隆 代
5番 植 田 豊	6番 西 本 良 平
7番 浜 田 憲 雄	8番 斉 藤 喜美子
9番 岩 松 永 治	10番 西 川 潔
11番 土 居 恒 夫	12番 有 沢 芳 郎
13番 中 山 研 心	14番 前 田 学 浩
15番 村 田 敦 子	16番 岡 崎 純 男
17番 野 村 新 作	18番 浜 田 和 子
19番 土 居 篤 男	20番 福 田 佐和子
21番 今 西 忠 良	

＊

欠席議員

な し

＊

出席要求による出席者

市 長 平 山 耕 三	副 市 長 村 田 功
副 市 長 三 木 敏 生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中 島 章
参事兼財政課長 渡 部 靖	参事兼企画課長 松 木 和 哉
情報政策 課 長 竹 村 亜希子	危機管理 課 長 山 田 恭 輔
子育て支援課長 溝 渕 浩 芳	保健福祉センター 所 長 藤 宗 歩
環 境 課 長 谷 合 成 章	農林水産 課 長 古 田 修 章
都市整備 課 長 若 枝 実	福祉事務 所 長 池 本 滋 郎
教 育 長 竹 内 信 人	教 育 次 長 兼 学校教育 課 長 伊 藤 和 幸
消 防 長 小 松 和 英	

＊

議会事務局職員出席者

事務局 長 公文 知子 次 長 野口 裕介
書 記 門脇 智哉

＊

議事日程

令和3年9月8日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（土居恒夫） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

9月市議会定例会、一般質問2日目となりました。社民党で民主クラブの今西忠良でございます。コロナ対策で執行部の皆さんが全員出席をされておりませんので、少し寂しい感もいたしますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

私の質問は3項目であり、以下順次質問をいたしますので、答弁方よろしくお願いをいたします。

1項めは、市長の政治姿勢についてであります。

平山市長にとりましては、2期目への挑戦は初めての選挙戦となりました。厳しい戦いの中で、見事当選を勝ち取られましたこと、誠におめでとうございます。9月3日の市議会定例会の冒頭で、当選後初めて所信表明演説、16分間のスピーチで、その中に全て集約をされていたようにも感じました。職責の重さをひしひしと感じており、身の引き締まる思いですと、初心に返り、公平、公正に市政を進めていきたいと述べられました。何といいましても、選挙戦を

通じて市民との触れ合いで、熱い思いや願いも生の声としてしっかり聞くことができた。そうした中で、自信や喜びも生まれてきて、市政運営に向けての決意も新たにされたのではないのでしょうか。1期4年間の実績や教訓を次につなげていくべく、平山市長の特性を生かした、課題も山積はしてるわけですがけれども、政治家としてしっかり4万7,000市民のトップリーダーとして、活力のある南国市を導いていただきたいと強く望むところであります。

それでは、7月18日に投開票されました市長選挙、市議の補欠選挙も同時に行われたわけですがけれども、それぞれの投票率は市長選挙38.61%、市議選挙38.58%と低投票率となりました。こうした中で、18歳、19歳の有権者は大体1,000人前後になるわけですがけれども、その投票率は幾ら、どのくらいだったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 18歳・19歳の当日有権者数は975人、投票者数は216人で、投票率は22.15%になります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、期日前投票はどのような推移であったのでしょうか。啓発の在り方も含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 啓発につきましては、本市のPRキャラクターのシャモ番長を使った啓発ポスターを、山田高校美術部で南国市にお住まいの横畑来望さんに作成していただき、量販店、大学、高等学校、駅、病院、JA等168か所の事業者等にポスターの掲示をお願いし、啓発を行いました。また、市のフェイスブックにおいて、ポスターの制作過程を紹介することにより、選挙に関心を持っていただくような手だても行いました。

コロナ禍での選挙のため、感染症対策の理由により期日前投票ができることになり、期日前投票所での密を避けるために、過去の期日前投票所の混雑状況をホームページに掲載し、密の時間帯を避けていただくよう啓発もいたしました。期日前投票についてですがけれども、今までの選挙で大体4,000から、多いときで6,000人、期日前投票をしていただいておりますけれども、今回雨が多かったということで、期日前投票者数については3,000人台ということになっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 続いて、市長選挙と市議補欠選挙が同時選挙となったわけですが、これについて相乗効果についてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 市長選挙の投票率は38.61%と2番目の低さでした。それから考えますと、相乗効果はなかったのではないかと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、政治に対しての関心の在り方なんですけれども、国政から知事、首長、議会選挙など通常選挙を見ても、全国的に投票率は低下傾向が非常に顕著になってきております。特に、若年層は、政治的あるいは主権者教育はもちろんのことなんですけれども、自ら考え、自ら判断をし、自ら行動し、初めての選挙で一票の権利を行使をするということで、政治や選挙に関心を持ってもらいたいものであります。初めて投票することによって、これからの選挙や投票につながっていくのではないのでしょうか。無関心や政治離れ、選挙離れが叫ばれて大分久しくなるわけですが、今日の経済情勢や政治動向を見ても、決してよい状況にあるとは言えません。中流意識という言葉も使われた時代もありましたけれども、今の暮らしや社会に一定満足もしている現状もあるのではないのでしょうか。啓発等も含めて、それから無関心のことも含めてお答えください。

○議長（土居恒夫） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 投票率を上げるには、市政に関心を持ってもらうことが一番であると思います。投票率が低かった若者に政治への参加を促し、選挙への関心につなげていかなければならないと考えております。現在行っております出前講座等、中学校・高校からの主権者教育や、18歳になった選挙人や、二十歳を迎えた成人に選挙啓発パンフレットの配布などを行っておりますが、これらの取組につきましても地道に継続していくことが必要であると考えております。

また、今回の選挙で啓発用のポスターを高校生に作成していただきましたが、親しみやすいポスターに仕上がったと思います。このポスターを見ていただくことにより、選挙を身近に感じられたのではないかと思います。選挙を身近に感じていただくことにより、市政への関心につながるのではないかと思います。そのほか、他市町村の取組についても研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、さきの市長選を終えて、課題や投票率から見えるものは何か。初めての選挙戦でしたが、市長の感ずるところをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私、4年前の選挙は無投票当選ということでございまして、今回の選挙は実質上、初めての選挙でございました。今回、各地域も回らせていただき、いろんな御意見もいただいたところでございます。その中で、励ましの言葉も多々いただいたところでございまして、本当にありがたく心強く思ったと同時に、ほとんどの方が私初対面の方ばかりでございまして、中には私の顔を初めて見たという方もいらっしゃいました。この4年間努めてまいりましたが、非常に厳しい声であったというように受け止めることもございました。そういったことで、もっと市民との距離を近づけていかないといけないなというようなことが実感でございまして。これは、投票率にも表れてきているところであると思いますので、もっと市民と行政が近づくような取組をしていかねばならないと思ったところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 引き続いて、6点目は市長の得票数は確かに圧倒的でございましたけれども、投票した市民は4割に達していないわけでありまして。市民からの負託にどのように応えていこうとお考えか、併せてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今回の選挙、初めての選挙でございましたが、1万票を超える負託をいただいたということで、非常に責任という面では重く受け止めているところでございます。その皆様の負託に応えるために、精いっぱいこれからも公約に掲げました5つの柱の施策、それを力強く進めていくということがまず第一でございます。それとともに、市民の皆様と顔を合わす機会を増やして、市民の皆様の声に耳を傾け、その声に応えていくという取組が重要であると思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 引き続き関連はあるわけですが、課題も多くある中で、市長のこれから目指すものと思いいつについてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども申し上げたところでございますが、今までの4年間は人口減少に歯止めをかけて、活力ある地域づくりというために5つの柱を掲げて進めてまいりました。

5つの柱ということは、これからも新しい公約でも同じ形になっておるところでございますが、その中身については、それぞれの取組が少し変わっているところもございますので、それぞれを積極的に進めてまいる必要があると思っているところでございます。それとともに、先ほど申しました市民の声に耳を傾け、その思いに一つ一つ応えていくという丁寧な対応が必要であろうと思っております。そういったことを進めることによりまして、市民の皆様が健康で文化的な充実した生活を送ることによりまして幸せを感じていただけるまち、また南国市に誇りと愛着を持って住み続けたいと思っただける、そのようなまちづくりを進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 関連もしてくるわけですがけれども、次に市長の公約と市政への振興、活性化についてでありますけれども。新型コロナウイルス、自然災害から市民の命を守る、どんな小さい声にも耳を傾けたいと、そして今、市民の思いをしっかりとかなえる市長でありたいということで、幾つかのキャッチフレーズの中で基本政策と、先ほど市長が言う5つの政策を掲げて市民に訴えてこられました。市民が充実の生活を営む幸せを感じ取り、誇りと愛着の持てる南国市を目指しておられると思いますけれども、市民と約束を交わした公約の一つ一つの実現に向けての市長の決意をお聞かせをいただきたい。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 私の公約の一つ一つ、5つの柱ということで、初日にも所信という形でも述べさせていただきました。

大きな柱の1点目は、にぎわいのまちづくりということでございまして、重ねて申し上げるところでございますが、まずは市中心部におきまして、東西南北に整備を進めております都市計画道路高知南国線第2工区、第3工区、また南国駅前線第2工区の早期完成を目指してまいりたいと思います。JR後免駅前広場につきましても、令和4年度末の完成を目指して整備を進めているところでございます。建設中の地域交流センター、そして進めております新しい図書館、そちらも着実に進めていかないといけないところございまして、それと同時に南国駅前線と後免商店街のやなせたかしロードをつなぐ区間、そちらをシンボルロードとして位置付けて、歩いて楽しい環境整備を進めることで、まちのにぎわいを創出してまいりたいと思っております。

2点目、子育て支援と環境整備であります。

南海トラフ地震対策としまして、津波浸水区域の保育施設の浸水区域外への移転、また老朽

化保育施設の建て替えも順次進めていく必要があるところでございます。現在は、長岡西部保育所の建て替え工事も進めており、完成時には0歳児保育の充実ということも図るようになっているところでございます。まず、今までの大きな課題としまして、明見保育所の駐車場の問題ということもございましたが、そちらにも早急に取り組んでまいるのが必要でございます。小中学校のトイレの洋式化、プール改修、これは今までも進めてきたところでございますが、引き続き進めてまいります。放課後児童クラブの建て替え、また増築も進めているところでございますし、市民の奨学金返済の負担軽減にも努めてまいりたいと思います。

3つ目、命を守る防災対策でございます。

南海トラフ地震対策としまして、これまで津波避難タワー14基の建設と防災コミュニティーセンターの整備を行ってまいりましたが、現在市立スポーツセンターで進めております津波避難施設、また防災広場の整備に加えまして、小中学校の登下校時の津波避難場所の確保や、長期浸水に備えた避難場所の検討も行っています。防災対策につきましては、自主防災組織と連携しまして、個別避難計画などの事前避難計画の策定、避難所運営マニュアルの整備などとともに、民間事業者とも連携しながら官民一体の防災対策を進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス対策につきましては、現在ワクチンの接種を推進しているところでございまして、その重要性を今後も啓発していきたいと思っております。

4つ目には、稼げる農業と産業振興でございます。

南国日章産業団地は年度内に完成する見込みとなっておりまして、年明けには企業の募集も行うような予定になっております。これに加えまして、さらなる雇用創出に向けまして、新たな産業団地の整備も検討を始めたいと考えております。農業振興につきましては、国営圃場整備事業が始まりました。まずは、下島、久枝、能間の3工区で、令和4年度工事着工に向けて準備を進めているところでございます。今後は、次世代ハウス、ロボット、ICTを活用したスマート農業にも取り組んでいきたいと考えております。

5つ目は、高齢者福祉と地域づくりでございます。

人口減少が進む中、少しでも集落維持が図れますよう、平成30年4月から市街化調整区域の開発規制緩和を行い、集落内の宅地・雑種地や空き家の活用ができるようになりました。これからはさらなる規制の緩和が実現できるよう検討し、集落に家を建てやすい環境づくりを進めてまいりたいと考えております。中山間地域におきましても、安心して住み続けることができるような環境整備にも取り組んでまいります。

高齢化が進む中で、健康長寿の延伸を図ることが重要となっております。その実現を目指しまして、本年度より高齢者の心と体の活力が低下した状態となるフレイルを予防する取組を進めてまいります。また、市民の皆様の移動手段につきましては、コミュニティバスやデマンドタクシーを運行しておりますが、今後は運行路線等の見直しにより、利便性をさらに向上させ、また運転免許証返納者へのコミュニティバスの利用券などの支援も考えてまいりたいと考えております。

このような5つの柱の事業を進めることによりまして、多くの皆様に住んでみたい、住み続けたいと思っていただける、そのような魅力が感じられるまちづくりを進めてまいりたいと思います。どうぞ御協力をよろしくお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。市長からは、政策なり決意の一端を述べていただきました。

次の質問は、市民と市政を支えるのは職員の働き方であり、在り方でもあろうかと思えます。役所は、住民の福祉の向上を目的とする組織でありますし、まず公務員の仕事は非常に幅広く、自分の得意分野を見つけやすい環境にもあります。また、公務員の仕事は自分の成長もさせてくれるところでもあります。教育や福祉、防災、税金など、私たちが生活をするための必要な社会の仕組みを仕事から学ぶこともできるわけです。

このように、行政の仕事や市長の政策の推進には、職員の力なくしては市政は動いていきません。そこで、職員の皆さんが住民のニーズに応えられるよう、適正な配置ができて、仕事もできているのか、そうした現状について認識も含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 職員の適正配置につきましては、事業を行う上で効果的、効率的に実施できるよう、全体そして各部署の業務遂行に必要な人員を検討し、事業を達成させるための業務量と人員を適正に配置することでございます。したがって、単なる人数の管理だけでなく、組織としての管理、財政としての管理、人事としての管理等を総合的に検討しなければなりません。現状は、通常業務も行いながら、新型コロナウイルス感染症対策に全庁体制で取り組んでおりますことから、無理がいつていると思っております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、市長の事務部局の職員定数は条例で305名となっております。そして、市長部局以外の外局もそれぞれの職員定数が定められているわけですが、現在在職をする正職員、あるいは会計年度任用職員、再任用の職員数等をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 9月1日現在になりますが、一般職員は440人、再任用職員のフルタイムは2人、短時間職員は18人、会計年度任用職員のフルタイムは33人、パートタイムは429人でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 次に、現在、病気等による欠勤者の人数等もお知らせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 9月1日現在、90日を超える病気休職者は6人おります。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 総務課長より、それぞれ職員数のことについて御答弁をいただきました。

病気等による欠勤者が6名ということでしたが、この数字は90日を超える病休者であり、1か月あるいは2週間とか、短期の休業者はもっとおるのではないかと思います。これには、行政の合理化に伴う人員削減の一方で、住民サービスなど業務量が増大をし、職員一人一人の負担が高まっているということも一つの要因ではなかろうかと思います。労働安全衛生上、メンタルヘルス、メンタルケアなど様々な視点で、専門である産業医の指導も受けている方もおいでだと思いますし、安全衛生の面からも指導を強めてもいかなくはないと思いますし、何といたしましても、人間関係も含めて働きやすい職場環境づくりが第一と考えます。その方法や取組についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 労働安全衛生法で、快適な職場づくりが事業者の努力義務として規定されております。また、安全衛生委員会を毎月開催するとともに、産業医による職場巡視や、長時間勤務者の面接等を行っております。メンタルヘルスケアとしましては、正職員及び6時間以上の会計年度任用職員を対象にストレスチェックを行い、検査の結果、高ストレス者として面接指導が必要とされる職員からの申出によって、保健師の面談、そして医師による面接指導を行い、メンタル不調の早期発見や適切な対応を行うよ

うにしております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策についての質問に移りたいと思います。

度重なる緊急事態宣言が発令をされてから50日以上がたちますけれども、新型コロナの第5波は終息する気配が全く見えません。全国の新規感染者は、この1か月間で9倍以上にも急増しています。とうとう入院できないまま自宅で亡くなる自宅死が現実となり始めました。現在、自宅療養者は12万人以上にも及んでいます。自宅療養では感染者の回復は困難であり、命を守り切ることはできないのではないのでしょうか。まさに、日本の医療提供体制は限界を超えてしまいました。ダムが決壊するように医療崩壊が起き、先進国のこの日本で十数万人以上の人々が、必要な医療を受けられず自宅で放置をされているなんて、どう考えてもおかしい状況だと言えます。

終始、楽観論を口にしてきた菅首相に責任があります。これまで、首相は先手先手で措置を講じていくと胸を張ってきました。人流は減っている、重症者は入院をしてもらうし、中等症でも重症のリスクのある人は入院と、国民に約束もしてきました。国民の命を守るのは国の最優先事項であるとも言ってまいりました。これは、自治体や保健所や医療機関の問題ではなく、政策と対応が後手後手となり、ここまで医療を逼迫させてきたのは、国や政権の責任と言わざるを得ません。

コロナ感染が始まって1年7か月余りになるわけですがけれども、今日までの国や県の一連の感染予防対策と施策などの取り組む課題、あるいは評価についてお伺いをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在も第5波ということで、なかなか感染拡大が止まらない状態がございます。国におきましては、医療体制の構築、感染防止の徹底、ワクチン接種を最重要の3本の柱として取組を進めているところでございまして、現在、災害クラスの感染状況であるため、長期にわたる対策が必要となっているところでございます。高知県におきましては、感染拡大を防ぐ入り口として検査体制を確立し、特に保健所と本市とは、感染状況の情報共有や感染予防対策の共有など、緊密な連絡体制のもと、県市一体となって感染予防啓発などに取り組んできたところでございます。

今までの国の対策としましては、昨年も2月ぐらいから感染拡大が始まり、今まで例のないこのような事態、未曾有の感染拡大が広がってきた事態に、そのとき適宜対応はしてきている

というようには思っております。感染の拡大を防ぐと同時に、国民の生活を守るという立場で、それぞれ経済対策とか生活支援とか、対応は今までしてきているというように思っているところでございます。その状況状況に応じて適宜対応はしておりますが、コロナの感染拡大が残念ながら防ぎ切れてないということで、評価がいま一つというような結果にはなっているのではないかと思っているところでございます。

国として、また県としての対応ということは、そのときそのときに応じて最大限の努力はされてきているものであるというように私考えているところではございまして、南国市としましても、今までも国、県の施策と一体として経済対策等も行ってきたところもございしますので、一定評価はしているところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、ワクチンの接種の進捗状況についてであります。

8月末、全国平均は1回目の接種率が55.6%、2回目の接種を終えた方は44.6%という数値であります。そこで、南国市の接種の状況を、昨日もありましたけれども、併せてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 9月1日現在の接種状況ですが、12歳以上の接種対象者4万2,640人のうち接種済み人数は、1回目の方が2万2,773人、接種率が53.4%となっており、12歳以上の市民のうち、2人に1人は1回目の接種が終わった状況になっております。2回目の接種をした方は1万7,718人で、接種率は41.6%。うち65歳以上の接種済み人数は、1回目の方が1万2,579人、2回目の方が1万2,284人、接種率は1回目が82.1%、2回目は80.2%となっており、高齢者の方は5人のうち4人が2回目の接種を終了した状態になっております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 南国市のワクチンの接種の進捗状況についてお答えをいただきました。

若い世代を中心に接種希望者が少ないという予測もあって、8月10日には12歳以上49歳以下の市民に全員接種券を発送してきています。しかし、8月も9月も予約がなかなかいっぱいで、接種を受けられないという声がたくさん寄せられているわけですが、そこで集団接種、それから個別接種の現況と、県が行っている広域接種をどう受けられるのか、その手配、手当て等についてお答えください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 個別接種につきましては、市内5か所の医療機関で7月5日より行っております。1週間当たり384人の接種が可能となっています。職域接種ですが、県の協力をいただき、高知新港での職域接種会場でも南国市民の接種が可能となっています。9月11日の土曜日から毎土日の3週間にわたって行われ、合計2,480人分の枠を空けてもらってますので、若い世代の方の接種の加速化を図りたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、ワクチンの確保と供給体制についてと、市の現在のワクチン接種の進捗状況、先ほどもお話があったわけですが、当初は完了目標を10月には終わりたいというようなお話も聞いておりますが、そこで希望者全員を済ませることが10、11月でできるのでしょうか。そのあたりについてお考えをお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 今後のワクチンの配送予定としましては、9月10日に5箱、9月20日の週に4箱、10月4日の週に4箱届くことになっています。今までに接種に使用したワクチン及び現在保有しているワクチンと合計すると、1人につき2回接種分の3万1,642人分となりますので、10月中旬の予約枠分まではワクチンの確保ができております。2週間に1度の国のワクチン供給が順調に進み、あと4箱配送していただくとして2,342人の2回接種分となりますので、合計3万3,982人分のワクチンが10月末までに確保できる予定となります。12歳以上の接種対象者の市民4万2,642人に対して、79%のワクチンが確保できますので、接種対象者の中で希望者が79%以内であれば、10月末には希望する方全員が1回目の接種は終了できる予定となっております。10月末の2回目の接種終了者として、10月の第2週の土日で、接種対象者の70%である2万9,879人が1回目の接種を終えますので、10月は日曜日が5回あるため、3週間後の10月31日の日曜日には、7割の方の2回目の接種が終了する予定となっております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御丁寧に流れを御答弁いただきましてありがとうございました。なお、鋭意努力をよろしくお願いをしたいと思います。

次に5点目、最後になるわけですが、真価が問われる自治体の役割ということで、コロナ感染から住民の暮らしや健康、命を守るのは、何といたっても一番身近にある自治体の役割

だろうと思います。今やることは限りなくあろうと思いますがけれども、既存のセーフティーネットを使いながら、柔軟な対応、対策が求められますが、この点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） これからのコロナから住民を守るための柔軟な対応ということでございますが、自治体としてやらなければならないことは、感染予防対策ということが第一であると考えております。そのための啓発や感染状況に応じた施設の閉鎖、事業の中止・縮小をさせていただいてきたところでございます。また、当初はマスクの入手が困難になるような状況がございましたが、その際には医療機関や高齢者施設、妊婦さんなど対象は限らせていただきましたが、マスクの配布を行うなど、感染拡大を防ぐ対策を実施してまいりました。

感染予防、感染拡大防止は、市だけではできるものではありません。住民の皆様の御理解と御協力が必要であります。そのためには、いかに情報を分かりやすく示し、住民の方々が感染予防対策に取り組めるかが重要になってまいります。これまで様々な方法で啓発を進めてまいりましたが、本市の呼びかけをより身近に感じていただきまして、危機感を共有いただけるよう、防災行政無線による私からの呼びかけも行ったところでございます。

今後も、住民の皆様と行政が一体となってこの危機を乗り越えられるよう、身近で具体的な発信、啓発、呼びかけを行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長より御答弁をいただきましたが、コロナの感染から住民の健康や命を守るためには、今は本当に非常事態で、大災害とも言える状況であると思います。市としても対策本部を立ち上げて、要所要所で会議を開きながら対策を強化をしてきたと思います。何といいましても、個々の個人の感染予防対策ということが第一で当然あるわけですが、お答えがありましたように、国や県、保健所の役割というのは、これは縦割りというんでしょうかね、きっちり決まっていて、自治体はワクチン接種が主力で、それに組み入るわけですが、これまで感染者が増えて、医療も逼迫をしてまいりました。保健所も少なくなる中で、南国市には保健所がないわけですが、今手をこまねている状況ではないんだというふうに思いますし、クラスターの防止のためには重点的な検査も検討もしていく、適切な医療へつなげていく受皿づくりや体制づくりも考えていかなければならないと思いますし。感染者の心へのケア、さらには社会復帰へのサポートの体制、そしていろんな誹謗中傷等もあるわけですが、そうした面への対策や手だて、生活支援はもちろんなんですけれども、中小零細等の企業の事業者への支援、さらにはそういう実態の調査をするということも今大事で

はないでしょうか。

そして、医師会との関係や連携について、当然日頃から保健福祉センターを中心に培われているノウハウはあろうと思いますが、いざというときに備えて、今は初期の感染者は自宅療養という状況の中で、入院までのサポート体制は自前で備えておく受皿づくり、体制づくりというのが今必要ではないでしょうか。保健所や医師会との連携は、そうした中でどういうふうな状況なのか、せめてシミュレーションでもしていく状況にあるのではないかと思います、その点について御見解をお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 医師会とは毎月第4木曜日に理事会があるんですけれども、私が出席させていただきまして、集団接種の進捗状況、あと搬送された方などの状況などを言わせていただいています。それから、保健所ですが、毎日電話がありまして、南国市管内でのコロナの発生者の人数と年代と男女別しか分からないんですけれども、教えていただいていますので、ただ個人情報ですので、どなたかというのはこちらのほうでも分からないんですけれども、状況については逐一お知らせさせていただきますので、パイプラインはつながっていると思っております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 保健福祉センター長のほうからお話がありましたけれども、日常的にそういうものは培われていると思いますけれども、確かにセクションと部署は違うんですけれども、少のうてもその連携の中で仮設の受皿づくりとかも含めて、そういうシミュレーション的な部分でも考えていかななくてはならないと思いますし、市長、そのあたりいかがですかね。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今後、適切な医療を受けるということにつきましては、この先どういふような可能性があるかということ想定しながら、医療の適切な対応ということは考えていかねばならないことであろうと思います。今、医療機関も医師会のほうも、コロナのワクチン接種も最大限協力もしていただいておりますし、今後のシミュレーションはどういったもの、感染者が増えて、自宅待機者が増えるといったときにどういふような対応ができるかということは、よく医師会のほうとも連携といいますか、情報交換しながら情報共有して、今後の対策ということをお話し合う必要があるのではないかと思います。

家庭への生活物資等の支援という面では、中央東福祉保健所のほうが対応してくださっておるところでございまして、南国市としては、今後のシミュレーションということでございます

と、そういった今後の自宅待機者等に対してどのような適切な医療等を提供できるのか、医師会と話し合うということが必要なことではないかと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございました。ぜひ、いろんな角度で物を見て、コロナ対策を進めていただきたいと思います。

次に、2項目めの学校現場におけるコロナの感染症対策の強化、徹底についてであります。

新型コロナのデルタ株の感染拡大で子供への感染が急増し、保護者と子供に不安が広がる中で2学期がスタートしました。これまでの新型コロナウイルスとレベルの違うデルタ株は、子供の感染をめぐる状況が大きく変化もしてきています。こうした状況で、全国の学校が夏休み明けを迎えました。このまま学校を開放して大丈夫なのか、子供が感染し、親に感染することも心配されるなど不安が広がっています。

こうした中、学校の見合せ、自主休校を選択する、そしてさらには時差や分散登校、時間短縮、オンライン授業など、様々に柔軟な対応で組合せを進めていってること事実なんですけれども、その必要性等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問にございましたように、高知県の対応ステージも非常事態が続く中、本市の感染者数の増加とともに、隣接する高知市に蔓延防止等重点措置が適用されたことを受けまして、児童生徒はもちろんのこと、学校に行かすことへの保護者の方々の不安や心配は想像に難くないことだと受け止めてございます。

当初は、市内小学校7校と中学校2校が夏季休業の短縮を計画しておりまして、2学期の始業を5日から7日間程度早める予定でございましたが、こうした非常事態を受けまして短縮を中止し、結果的に9月1日より市内全小中学校が2学期の始業を迎えたところでございます。

学校での通常の対面授業を実施する一方、9月1日から9月12日の期間、感染または濃厚接触者となったというような理由で自宅待機を余儀なくされた児童生徒に対しまして、学校から教室での授業動画や教材などを配信する取組も行っております。既に、9月1日から9月3日の期間、小学校4校、中学校2校で自宅待機しております該当児童生徒に対しまして、教室での授業動画を発信しております。

こうした新しい取組も進めていきながら、議員から御指摘いただきましたように、今後の市内の感染状況によりましては、時差登校、分散登校、時間短縮など、各学校の状況に応じまして柔軟に対応していく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

答弁いただいたわけですが、9月の初めに小学校4校と中学校2校で、自主休校とい
いますか、自宅待機が発生したということですが、何名くらいで、これはリモートとい
うかオンライン授業等も発信をしていたのか、ネット環境等についても併せて少しお聞かせく
ださい。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 確認しましたら、該当児童生徒は家庭にネット環境
あるいは端末があるという御家庭だったようでございまして、保護者の方と連絡し合っ
て、教室での授業の風景をお送りするというのと、教員が作った教材を発信したというこ
とを確認しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次は、学校等での集団感染やクラスターによる対応策でありますけれども、これまで感染し
にくいとされていましたが子供への感染が非常に顕著に増えてきているということであり
ます。10歳代以下の新規感染者が7月の終わりから1か月で6倍以上にもなったことは、重要視を
しなければならないと思います。その中心は主に高校生だったと思うんですが、小中
学校に通う、あるいは学習塾や保育等でもクラスターは増えている状況にあるわけですが、
学校でのクラスター対策として、広範なPCR検査の導入で濃厚接触者を狭めない対応とい
うのも考えていかなくてはならないと思います。その点についてはいかがですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 感染症の診断を目的といたしますPCR検査につ
きましては、感染状況を確認するための有効な手段であると考えておりますが、PCR検査を行
うためには、医師等の確保並びに学校で行うことの体制整備等、大変課題が多くござい
まして、教育委員会としましては、現在のところ児童生徒へのPCR検査の実施については
予定をしておりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） PCR検査のことについてお答えいただきましたけど、次に抗原簡易
キットによる抗原検査についてはどのような対応をされますか、お聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほど、PCR検査の実施につきましては予定をしておりませんと申し上げましたが、去る8月末に国から県教育委員会を通じまして、幼稚園、小学校及び中学校等における抗原簡易キットの配布希望調査がございました。キットの配布は無償となっておりますが、配布には上限数が決まっております、南国市はその上限である1箱10回分のキット19箱を希望数として回答いたしました。詳細についてはこれから詰めてまいります。現時点で分かっていることは、教職員が使用することを基本的に想定し、出勤後体調の変調を期した場合、直ちに医療機関で受診できない場合、使用することを想定しているとされております。

また、児童生徒につきましても、登校後に体調の変調を期した場合、すぐに帰宅できなかったり、すぐに医療機関を受診できなかったりする場合に、補完的な対応として、小学4年生以上で本人及び保護者の同意を得てキットを使用することができるとされております。予定では、9月中に配布予定と聞いておりますが、配布がありましたらガイドラインを遵守し、適正かつ効果的に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に3点目は、学校教室でのエアロゾル感染防止への対策、対応についてであります。

教室で子供たちは一定時間集まって会話をしたり、給食も取るわけですし、特に空気感染に注意する必要があるのではないのでしょうか。デルタ株は従来の株の半分の時間で感染をすることも言われておりますので、空気感染対策については大変重要かと思いますが、お答えください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のエアロゾル感染防止対策でございますが、学校におきましてはマスクの着用、せきエチケット、換気といった基本的な感染症対策に加えまして、感染リスクが高い密閉・密集・密接の3密を避ける、身体的距離を確保する、大声を出さないといった感染症対策を徹底しております。また、大変残暑が厳しい状況が続いておりますので、熱中症対策としましてもエアコンを使用しておりますが、エアコン使用中も換気を徹底するように現在取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 4点目は、校内感染による学級閉鎖等の基準と指針についてでありますけれども、文部科学省は8月27日に、各地で新学期の授業が本格化を受けることを受けて、学校内で新型コロナウイルス感染者が出た場合、臨時休校の可否を判断をする際の基準となる指

針を各自治体に通知を出しております。主に、緊急事態宣言下の学校では、感染状況によっては児童生徒2人から3人の感染が判明した時点で、潜伏期間も考慮して5日から7日くらいを目安に学級閉鎖を検討するように今要請をしております。感染者が増加をして、保健所業務が逼迫をする中で、学校側が主体となって子供の感染拡大を防ぐことが大事ということで、そうしたことを目的としておると思います。この指針の対応基準をどのように受け止めておるのか、今後の対応等についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 今西議員のお話にありましたように、文部科学省から、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインがこのたび示されました。その中で、学級閉鎖を実施する基準としまして4点示されております。1点目は、同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合。2点目、感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合。3点目、1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合。4点目、そのほか設置者が必要と判断した場合、とされておりまして、学級閉鎖の期間としましては5日から7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断すると示されております。

次に、学年閉鎖を実施する基準といたしましては、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合と、学校全体の臨時休業を実施する基準としまして、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合とされております。

また、臨時休業につきましても、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等との相談を行い、臨時休業を検討することと示されております。

こうしたガイドラインに基づきまして、市としましても柔軟に対応を考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、学習指導要領の弾力化と、その捉え方についてであります。

今後、感染状況は予断を許さない状況ですし、一定の臨時休校もあり得るのではないのでしょうか。去年は、全国一律での休業、休校でありましたので、その後、学校が授業時数を取り戻す、確保をするということは大変なことでありましたし、そうしたら子供たちに詰め込みにな

って、ストレスもたまってくるわけでございます。学習指導要領を弾力化して、限られた時間の中で重要な核となる学習内容をしっかりと学び、子供の成長に必要な行事も行えるような対策、対応も必要ではないかと思います。学習指導要領の弾力的な運用を図り、子供の学びを保障するという観点に立った学習についての見解を教育長にお答えを求めます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 先ほど教育次長のほうから申し上げましたように、ガイドラインの中で教育課程の見直しや学習指導要領の弾力化として、学習内容の定着を確認した上で児童生徒の状況を踏まえ、可能な限り教育課程内での補充のための授業や、教育課程に位置づけられない補習等の措置を講じること。必要に応じて、例えば小学校で通常1時間を45分で行うところですが、これを1時間を40分で行うことにより、1日当たりの授業のこま数を増加させるなど、時間割編成の工夫や、長期休業期間の見直し、また土曜日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等の様々な工夫により、学校における指導を充実させることとされております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないことや、年度当初予定した内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合の特例的な対応について明記されております。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育長より答弁をいただきました。

授業は全てこなさなくてはいけないというわけでもないというふうには考えるわけですが、2020年6月5日には、文科省の初等中等教育局から出された新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージというのが明記もされているようです。これは特例措置として2021年、また22年にわたって、教育課程を見通して学習の対応を系統的に組んでいくべきだという指針も出されておりますので、そのことも踏まえて実践をされたらいいと思いますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、コロナ感染症における学びの継続とコミュニケーションづくりについてお尋ねをいたします。

子供たちは長い間我慢をずっと強いられていますし、様々な不満を募らせていると思います。新型コロナウイルスと感染の仕組みを学び、受け身ではなく自分の頭で考え、納得して行動をしていく。部活動等もこういう形でしたら可能では、あるいは休み時間の遊び方等についても、いろんな形で工夫もできていくんだと思いますし、自分たち子供たちが学校生活における前向

きな話し合いを行うことでしていくことが、この時期非常に大切かと思っておりますので、この点についてはどのようにお考えか、教育長にお答えを求めます。

○議長（土居恒夫） 教育長。

○教育長（竹内信人） 今西議員御指摘のとおり、こうしたコロナ禍の厳しい状況ではありますが、子供たちの学びを止めない学習の保障とともに、子供たち同士が直接的につながるという場面を設定しにくい状況ではありますが、こうした状況だからこそ、コミュニケーションづくりは最も大切にしなければならない教育活動であるというふうに考えております。子供は、人と人との関わりによって成長していくものというふうに考えておりますので、感染の不安や心配、寂しさや孤独感を感じて、多くの制限、制約の中での我慢の連続は、大人が感じる以上に多くのストレスを抱えていることだというふうに考えております。クロームブックなどのICT機器をコミュニケーションツールとして活用するなど、新しいことも取り入れながら、子供たち同士を結ぶ仕掛けや取組が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、ウィズコロナとして全てを中止するのではなくて、そのことにより子供たちのどういう力を育成したかを考え、見直し、その力をどう補完し、育成していくかを考えていかねばならないというふうに思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 教育長、教育次長からそれぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。

仕事の領域での変化を踏まえていきながら、教育機関には何が求められるかということもあるわけですが、まずは学びを止めない、学習の継続を目指して、次に学びをアップデートする、学習革新に取り組む、そしてそのサイクルを地に足をつけて回していくということが大事じゃなかろうかと、このように思います。規則正しく起きて健康に生活をする健康保障、子供同士がつながり教師からも見守られている感覚を持てるつながる保障、そして授業があり学習を促す学びの保障、この3つの保障も非常に学校の中では重要視をされる一つの方向ではないかと思ひますし、そういうことも含めて実践をよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それでは、3項めの森林・林業行政の質問に移ります。

1点目は、日本における森林・林業の動向や政策についてであります。

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、木材の生産等多面的機能を持っております。短時間豪雨、最近では線状降水帯と呼ばれるものが発生をして、あるいは長時間に雨が降る、そうした傾向になってまいりました。その中で、森林は山地災害防止機能も持ってま

すし、そのこともまた重要視をされてきております。日本の森林は、これまでも先人の努力によって、戦後造成された人工林を中心に蓄積量が増加をしてきています。多面的機能の継続的な発揮やSDGsへの関心に応えるのには、この豊富な森林資源を切って使って植えるという形で循環利用することが大事ではなかろうかと思います。

日本は、国土の70%を占める森林国でありますので、産業基盤を確立するということが非常に大事なことだと思います。ドイツやオーストリアなど、ヨーロッパでは林業が産業として成り立っているわけですが、日本ではまだ残念ながら不十分であるわけです。違いといえば、制度的な条件や基盤的な条件が整っていないことも一因ではなかろうかと思います。それには、産業自立のために基盤整備、人材育成が必要にもなってきます。林業は、一面3Kの労働的なイメージも強くありますが、将来的には生産、流通、販売に至るまでトータルに産業発展を遂げていく中で、知識情報産業としての側面も持っているのではないのでしょうか。戦後、拡大造林のおかげで、現在人工林の蓄積自体はヨーロッパのオーストリアと遜色のない数字にはなっています。そういう意味で、日本の森林は主伐の適齢期になりつつあります。しかし、背景にあるのは木材価格の低迷で、せっかく蓄積をした森林資源を生かせない状況にもあって、これは社会的な損失とも言える一面があります。

こうした中での日本の林業、森林の現況についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 日本の森林政策ということでございますが、森林・林業・木材産業に関する政府の政策の基本的方針を定めるものとして、森林・林業基本計画がございまして、令和3年6月15日に閣議決定をされた新たな基本計画では、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を掲げ、森林を適正に管理し、林業、木材産業の持続性を高めながら成長を進展させ、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現していくために、1つ目に森林資源の適正な管理・利用、2つ目、新しい林業に向けた取組への展開、3つ目に木材産業の競争力の強化、4つ目に都市等における第2の森林づくり、そして5つ目に、新たな山村価値の創造などの5つの施策に取り組むこととしております。また、今回の基本計画におきましては、森林の有する多面的機能の発揮と、林産物の供給及び利用に関する2つの目標も定めております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次は、2点目の自治の視点から見た森林・林業の政策についてであります。

森林の管理は、住民に対する基礎自治体の責務でもあります。自治体にとっては権利という側面もあるのではないのでしょうか。国際的に見ますと、過伐で荒廃をし、砂漠化をしている世界の森林から見ても、日本の森林は江戸以降の歴史から見ても、現在は最も豊かな森になっていると言えます。森林は、その立地や状況によっていろいろな様相も持っており、コストもリスクも便益も様々であります。森林が経営的に成り立つことは非常に厳しい現状もあるわけですが、こうした中で森林経営管理法が法制化をされまして、新しい政策や制度を市町村に今提示をしてきましたし、国はこれに対して大きな責任も当然あるわけですが、基礎自治体から見た森林・林業政策についてはいかがか、農林水産課長にお答えをお願いします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 森林の管理ということにつきましては、農地等と同様に基本的には森林所有者の責務ということになりますけれども、森林経営管理法第3条で明確に責務を記載されることとなりました。しかし、森林が国土の67%を占め、木材をはじめとする林産物を生産する経済的機能と国土保全、水源の涵養、自然休養等の公益的機能などを通じて、国民経済及び社会に深く結びついていること、また森林の生育ないし造成の期間は数十年と極めて長期であり、さらに立木の成熟期が不明確であるということもあり、ともすれば無計画な森林伐採が行われ、それが森林資源の欠乏に結びつく可能性や、無計画な伐採により森林が荒廃し山崩れや災害発生の原因ともなり得るなど、国民経済社会に大きな影響が考えられることなどから、森林法の位置づけによりまして、都道府県によって森林施業に関する指導・監督が実施されておりましたが、平成10年の森林法の改正によりまして、より地域の実情に即した行政によって、森林所有者にきめ細やかな指導・監督を進めていくことが重要と位置づけられ、市町村の役割が強化されることとなりました。そして、新たな森林管理制度の中でも、森林所有者の責務とともに、経営管理が円滑に進められるよう、市町村が主体的に森林整備に関わっていくということが求められております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 3点目の質問に入ります。

森林経営管理法の果たす役割についてでありますけれども、市町村の森林管理の抜本的な改革とも言える森林経営管理法は、2018年5月に成立をし、2019年4月1日に施行されてきました。法に基づく森林経営管理制度の仕組み、果たす役割等についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 新たな森林管理制度として制定をされました森林経営管理法と

は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的として定められたものでございます。その内容といたしましては、まず、森林の所有者には所有する森林について適時に伐採・造林及び保育を実施することにより、適切な経営または管理を持続的に行わなければならない責務があるとしております。そして、森林の所有者が自ら経営管理を行うことができない場合は、市町村が森林の経営管理について委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある森林経営者に再委託をし、また林業経営に適していない森林については、定められた手続を行うことによって市町村が経営管理を行うことができることなどが定められております。新たな森林管理システムに基づいた森林の整備に市町村が主体的に関わっていくことで、森林の公益的機能が持続的に発揮され、豊かな森林資源を健全な形で未来に引き継いでいくための重要な役割を担うものと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 4点目に入ります。

森林環境税と環境譲与税についてでありますけれども、2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に係る法律が成立をして、2024年からは課税が始まるわけですが、環境譲与税は2019年度から前倒しをして譲与が始まりました。これらの税の仕組みや活用状況等について、意義や課題も含めてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 高知県では、平成15年に県民みんなの負担で森づくりを進めるために、全国に先駆けて森林環境税を導入し、間伐などの補助事業等による支援、森林環境学習、森林ボランティア活動への支援などに取り組んでいるところですが、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するという観点から、森林経営管理法と同時期に創設された国の森林環境税では、新たな森林管理制度である森林経営管理法に基づいて、全国の都道府県、市町村が森林の整備及びその促進に取り組むこととなり、森林環境税を基に、森林環境譲与税がその対策の財源として各自治体に譲与されることとなっております。これらの制度が整備されたことによりまして、市が積極的に森林整備に取り組んでいくことは、様々な理由によって放棄されてきた森林の整備を効果的に進められるようになり、適切な森林管理を通じた森林の公益的機能の持続的な発揮と、林業、木材産業の成長産業化の両立が図られ、豊かな森林資源を循環的に利用していくことが可能となると考えております。

また、新たな森林経営管理制度に取り組んでいく上での課題でございますが、今後市が重要な役割として継続して森林の適正な管理を行っていくためには、その森林管理のノウハウを蓄積していける仕組みづくりというものが不可欠であり、複数の市町村での協働の体制づくりなども含めて検討していく必要もあると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 御答弁ありがとうございました。

5点目、最後になりますけれども、地域経済循環の核としての林業についてでありますけれども、森林・林業行政において、地域に密着した行政主体である市町村の重要性は年々大きくなるとともに、内容も大変高度化もしてくるのではないのでしょうか。市町村の役割としては、市町村森林整備計画の作成、あるいは林地台帳の作成、鳥獣害防止森林区域の設定や、伐採、造林、保育の指導監督など、森林経営計画の認定等も入ってくると思いますし、さらには所有者や境界が不明な森林の増加等の課題も顕在化をしてくるわけで、ますます役割は大きくなっていく現状にあるわけです。

こうした中で、市町村の森林・林業に携わる職員は全国で3,000人ということを知っております。専ら林務を担当する職員がゼロから1人という程度の市町村が全体で3分の2を占めるという現状で、非常に体制としては十分とは言えません。南国市も類に漏れず、古田課長は森林・林業のエキスパートであります。課や係としては林業に特化したものではないわけで、特化はしておりません。

今後は、森林経営管理法に基づき、市町村が主体となった森林整備が様々な事業として実施をされていくことになります。経済的にも社会的にも、そして財政的にもどうやって地域を持続可能な状況にもっていくかということが、これから問われると思います。都市だけではなく、山村が今後も人口減少し、財政的にも厳しくなっていく中で、持続可能な地域であり続けるためには、山村における経済的基盤、産業基盤である林業に対してしっかりと投資をしていくということが非常に重要ではないかと考えます。地域できちんと経済循環を促していく展望が大事ではないのでしょうか。南国市の人工林面積は3,751ヘクタールで、人工林率は62%であります。県下でも有数の人工林地帯を形成しております。

3月議会では、野村議員が南国市の森林行政について多岐にわたり詳しく質問もされてきました。私は、地域経済の核としての林業振興に取り組むと同時に、市としての中・長期にわたるスパンでの林業政策、施策等についてお尋ねをいたします。

○議長（土居恒夫） 農林水産課長。

○農林水産課長（古田修章） 本市は広い平野を有し高知県の穀倉地帯ともなっておりますけれども、市の49%を森林が占めており、特に吉野川流域の国見地区のように人工林率が92%と県下でも有数の人工林地帯を形成している地域もございます。そして、これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備をいかに推進していくかが本市の林業政策の重要な課題となっておりまして、もちろん、本市の林業、木材産業等に関する基本的方針を定めた南国市森林整備計画に基づいて進めてまいりますけれども、新たな森林管理制度にしっかりと取り組むことによりまして、国土保全などの森林の公益的機能を十分に発揮させながら、林業の経済的機能を高めることとの両立は可能になってくると考えております。

そして、具体的な施策といたしましては、施業を行っても収入につながらない若齢期の保育の部分につきましては、森林環境譲与税を活用し、森林所有者に負担のかからないような支援によりまして効果的に森林整備を進めてまいりたいと考えております。また、適正な森林管理の基盤となります林道、作業道等の路網整備につきましても、森林に及ぼす影響を最小限に抑えながら推進をする一方、森林組合や林業事業体等の育成・強化、環境保全や木材利用の積極的な啓蒙・啓発などを通じまして、森林所有者へ環境に配慮した経営への意識の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 市長をはじめ教育長、関係課長にそれぞれ御丁寧に答弁をいただきましてありがとうございました。

これで私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

————— ◇ —————

午前11時31分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番西川潔議員。

〔10番 西川 潔議員発言席〕

○10番（西川 潔） 今議会の私の質問は、市長の政治姿勢、新型コロナウイルス感染症への国の対応、またコロナ禍での市の行政遂行、公約でも言われてました市街化調整区域の規制緩和と集落の活性化策、2点目は児童の安全対策、新型コロナの感染状況と対策、小中学校の通学路、3つ目には戦没者の慰霊施設の管理維持いう、大きい項目では3点を質問をいたしました。

いと思いますが。さきの今西議員の質問とダブった、重複した部分がございます、なるだけその部分はせんようにいたしますけれども、もし重複しましたら御容赦をいただきたいというふうにも思います。

新型コロナウイルスの感染が始まり2年近くたったわけですが、この間、国も懸命の感染防止対策、経済対策を行ってまいりました。しかし、感染は途切れることがなく、経済も疲弊をしております。ここで市長のほうには、この感染症対策について、国の感染症対策はどのように評価をしておられるのかということをお聞きをするということでしたが、今西議員が同じようなことを聞きましたので、言い忘れたというようなことがございましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 国に対しての評価ということは、先ほど今西議員の御質問に申し上げたところでございますが、国におきましてはこの感染拡大、未曾有の事態でございまして、それに対して精いっぱい、手探りの状態も最初あったかとは思いますが、いろんな国民の声に応じて、それに対する施策というものは最大限努力してきたんではないかと思っているところでございます。南国市におきましては、最初に出されました定額給付金とか、生活に苦しんでいる生活困窮者の方、低所得者の方に対する給付金とか、そういったことの事務をしてきたところでございますが、それと同時に持続化給付金、事業者の支援とか、そういった支援を国が打ち出すと同時に、市のほうでも国が自由度の高い交付金も配分していただいて、それを補完するような施策も打ってきたところでございます。そういった意味では、国そして県、市、連携した取組も推進はされてきたところでございます。確かに、今、国のコロナウイルスに対する評価というのは低いということでございますが、これは感染拡大が想定を上回る状況で拡大をしてきていることを受けての低さということもあろうと思っておりますので、国としては最大限の努力は払ってきたというように思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 国は、感染終息が見通せずに、政府の対応への不満というものが現政権への支持率の低下につながって、現在の状況になったというふうに私は思いますけれども、医療の崩壊、これが後手後手になった、また次々に繰り出す施策が空振りとなり、今朝の高新の「小社会」欄では、負けばくちのしこり打ちというふうにまで酷評をされておりました。ここで、市長の評価は評価で尊重いたしますけれども、菅首相を見習わずに、市長も最初から言うておられました市民の声をしっかり聞く市政を進めていただきたいということをお願いをいたし

ます。

次に、コロナ禍の行政遂行でございますが、比較的感染が少ない状況が一転をしまして、8月末より一変し、高知県も蔓延防止等重点措置の対応を迫られる事態となりました。市職員への感染も現実のものですけれども、もし市職員にクラスターが発生するようなことになったときに、市民生活にも関わりがある市の窓口を市役所のほうが閉めるということができない業務もたくさんあるわけでございます。このような場合、コロナ禍での継続的な行政サービスの提供について、市長の考えをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 感染症対策におきましても、市民生活の維持に必要となる事業はもちろんあるわけございまして、それは感染、クラスターが起こっても止めるわけにいかないところでございます。そういったときに対応するために、BCP計画という計画を策定はしているところでございまして、そのときに感染拡大が起こり、また業務の中でそれを整理、縮小する必要も出てくる場合には、そこの業務業務、各課の業務というものを見直して、重点的に行わなければならない業務、また少し先延ばしできる業務等、そういったものを整理しながら、各課の連携体制を取って協力し合う、そういう体制づくりというのを行うようにしているところでございます。コロナの対策が長期化が今現在しているところでございますが、最低限の業務を遂行するだけでなく、コロナ下でも積極的に事業を展開できるように今しているところでございまして、まだそのクラスターということは発生していない状況でございます。現在の状況、そのとき都度都度の対策ということは、対策本部の中で話し合うということにしているところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 私は、サービスを継続するためには窓口業務を、各種イベントとかいろいろあります、学校の関係もあります、後で学校の関係は言いますけれども、あらかじめ対応の基準を定めておくという必要があるのではないかというふうには思いますが、その点についてはどうでしょう。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 対応の基準というものは必要ではないかと思っております。BCP計画の中でも、そういった基準というのは一定必要ではないかと思っているところでございます。そういった整理ができるように、これからも話を協議していきます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） よろしくお願ひしたいところです。

発生時には、想定したパターンの違いとか差を認証しながら、迅速な判断が実践につなげることができるというふうに私は思うわけで、ぜひそのような、あらかじめこういう事態が起きたときにはこうするというマニュアルを作っておくということをよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

続いて、市街化調整区域の規制緩和、集落の活性化ということについてお聞きをいたします。

平山市長は、2期目への挑戦として、都市開発等規制緩和で住みやすいまちに、また当選直後の高知新聞のインタビュー等でも、2期目の重点施策として、人口減を食い止める、中心市街地の再整備を進めるとともに、集落維持のため近隣市町とも連携をして調整区域の規制を緩め、ここで暮らしたいという思いに全力で応えていく、このように言っておられました。

そこで、質問をいたします。

調整区域には数々の規制がある中で、具体的にどのような取組をしようというふうに考えているのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 本市の人口減少に歯止めをかけるためには、市街化調整区域の人口減少を食い止めることが最も重要であるということと言うまでもないことでございます。そのために、本市では平成30年4月から既存集落内の建築物や空き家の用途変更など、立地基準の規制緩和を実施、運用してきたところでございます。その成果というのは、各地域でも少しずつ見え始めているところでもございます。規制緩和は、既存集落の維持には一定の効果があったということは今申し上げたとおりでございますが、それをさらに進めることも必要であるということが、私の公約で掲げてきたところでございます。今後、その立地基準を具体的にということでございますが、一旦宅地・雑種地という既存集落内の活用ということをしたところでございますが、次にどのような協議をしていくのかということ、具体的にここでは申し上げることもできませんけど、県と協議をしていく中でこういった形で進めたいというような方向性を市のほうで協議し、考え、提案していくという形を取ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ここ市長になられてから、私も度々規制緩和への質問いうことをいたしました。しかし、その中で、大体毎回同じような答弁をいただいております。市長の2期目のマニフェストとして主要な、この周辺集落の地域の規制緩和を約束をしているわけで、これまでのいきさつや取組を考慮すると、規制緩和に向けて新たな策が要するというふうに思う

んです。事務レベルでは実際なかなか壁があるというところで、一つの政治的な大きな問題にやっていかないと解決しないということがあると思うんです。

そこで、今までの30年に行った規制緩和、これによって税収も上がったと、5,000万円ほどということも分かっておりますし、私もええ方向へ行きゆうとは思いますが、実は私岡豊の笠ノ川というところに住んでおります。元、山でしたけども、まちへ出てきて生活してまして、規制緩和策が始まって、ここ1年間のうちに20軒ほどの家が建つようになって、10軒はもう建ちました。今建築中のもありまして、建ちましたけれども、よく考えてみると、これは規制緩和をしたわけで、それぞれの旧村の集落の振興策というものの中で建ったわけではない。規制緩和をしたときに、たまたまそこが雑種地だったとか、既存宅地だったとかいう、その要件に当てはまったために建ったんだということで、それでもここ1年の間に10軒建って、もう10軒建てようとしゆうわけです。規制緩和をした中で策というものがないと、規制緩和をした周りを見てみますと、資材置場と運送会社の敷地、駐車場になってしまいます。そこで、きちっとした既存集落の中をどのようにしていくのかというものをきちっと決めていくということがないと、真の地域振興、人口の対策にもつながらないいうふうに思うんです。その点について、市長のお考えがあればお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） まさに、まちづくりの方針ということでイメージ、今後の先を見通した南国市の将来のイメージということのをきちっと描くべきであるという御意見だと思います。それにつきましては、都市計画のマスタープランは策定しているところでございまして、それが都市計画の先を見据えた計画ということになると思います。その中にも、植野地区の住宅団地とか、そういった計画は盛り込んでいるところでございまして、具体的にそういった取組を進める場所の記載というのがあります。そういったものを、ほかの地域に計画を立てていくことが可能なかというところを、今後検討もしていく必要はあると思います。そこには様々な条件整備も必要になってこようと思いますが、それは今後関係機関との協議ももちろんこれは必要になってまいります。県との協議ももちろん必要になってまいりますので、そういった方向づけができるのかどうかということを今後考えながら、協議もしていきたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 少しこの点については、後の市中心部と周辺集落とをどう結びつけ、発展されるのかというところでも触れたいと思いますけれども、先になかなか事務的な部分で

は限界がある。この規制緩和について、政治的な部分でやっていく必要があるのではないかと
いうところで、私ども議員の中にも、かなり規制緩和で地域集落を発展させようと、人口の維
持をしていこうという考えの者がおるわけですし、協力も惜しまないわけですが、そこな緩和
策を進めていく、政治的にどういうふうにするかという点について、市長のお考えをお聞きを
いたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） やはり、それは南国市の現状ということに関係機関に理解をしていただ
きながら、共感していただく。理解し、共感し、またそれに賛同していただくというようなこ
とが必要になってくると思います。そのためには、こちらの思い、具体的な計画、そういった
ことが実現可能なイメージというものをきちっと理解していただくことが必要になるのではな
いかと思います。それをどこでどのようにやっていくかというのは、ここで具体的に申し上げ
ることはできませんが、県と市の意見交換の場ということは今まで毎年1回はあるわけござ
います。その場では、そういった意見を今までも申し上げました。それは、申し上げただけで
そのままになっているんですが、そういった県と意見交換をする場でそれをまた申し上げても
いきたいと思います。逐一そういう機会を捉えながら、具体的に理解をしていただくように取
り組んでいきたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） また後でも、少ししつこいようですけど触れますけれども、次に日章
産業団地に伴う人口減少対策とか、この地域の振興策についてお聞きをいたします。

日章産業団地の分譲売却が間近となってまいりました。これまでの取組に感謝と敬意を申し
上げるわけですが、旧村の中でも特に人口減少が激しく、疲弊しているこの地域ですけれども、
同団地に伴う振興策いうものを問います。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 西川議員のおっしゃるとおり、日章産業団地が完成間近になってしまし
て、来年になれば募集をしようという時期になってまいりました。そこには、多くの企業の皆
様が期待されているような声も聞くところでもございまして、たくさんの企業の皆様に手を挙
げていただけるものと期待しております。その企業で働く皆様がこちらに、南国市で住んでく
ださるという思いを持っていただける方もいらっしゃると思います。特に、日章地区ですぐ
近隣ということで、利便性からいうとそちらで住みたいと思われる方もいらっしゃるかもしれ
ません。しかしながら、日章地区は現実問題として市街化調整区域ということもございまして、

自由に居宅を建てれるような環境はまだないわけでございます。今、対応できるすべは平成30年4月に規制を少し緩めたところで、空き家等を活用していただく施策、また既存集落内の宅地・雑種地、そちらをできるだけ最大限に有効利用していただくということしか目下対応できないところでございまして、今後日章地区でも同じように規制を少しでも緩めて、家が建つような環境づくりということを進めていく必要があると思っております。実際、今回の選挙戦で私日章地区でもお話も伺いましたが、家を建てやすいようにしてほしいという生の声も伺いました。そういった方向を常に見定めて、進めていきたいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 昨日の質問の中で、また新しい産業団地への取組いうことを表明をされましたが、日章産業団地も含めて、これからはこういう団地を計画の際から、この地域の振興とか人口対策と一緒に考えていく必要があるんじゃないかと。現在、津波の仮設住宅用地もないわけですし、そのようなものも含めて、このような大きなプロジェクトのときに、人々がそこに来てくれる人なんかここに住んでいただくとかいうようなことを含めて、開発の中に入れていくということをしないと、新たにまたここに住宅団地を造っていくとかいうようなことがなかなか難しいと。私はそういうのはセットにしていくべきだということ、新しい産業団地を造るときも、そういう南国市のいろいろな課題があるわけですから、そのものも含めたものをやっていくというふうな構想をつくるべきだというふうに思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） それは、おっしゃることはよく分かります。もちろん、大きな産業団地を造成すれば、たくさんの雇用者、そちらで働く方がいらっしゃるわけございまして、住む場所ということと同時に構えるということは合理的な考えであると思えます。ただ、それがどの場所にどれぐらいの広さで、どういった根拠の中でできるのかということは、これから勉強もしていないといけないとは思いますが、また、地区計画の中でそれが対応可能なのかどうかということもまた研究していかないとと思いますが、その考え方には一定私も同感するところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 過去から学ばにゃいかんというのがあるわけですが、医大のこともありますし、それから久礼田のオフィスパークもあります。実は医大、これは植田議員からのここでの質問でもあったんと思うんですが、医大周辺、それからオフィスパークも朝はもう、ラ

ッシュなんですね。というのは、南国市はかつては高知市への、勤め先を高知市に求めて、こっちから、夜はこちらに帰ってきて行くというのがパターンだったと思うんですが、今は高知に住んで南国市に勤めるという人が多いという状況じゃないかと思うんです。これは、企画のほうで押さえられてるかも分かりませんが、そういう医大とかオフィスパークのときも、そういう策がなしにそういうことを始めたわけで、南国市は大変惜しいことをしたというふうに私は思っております。ぜひその教訓を生かして、そういう新しいプロジェクトのときには、そういうものもセットでやっていくと。人口対策も含めて、南国市の課題であるグラウンドや避難場所、避難仮設住宅用地、そのようなものもセットで考えていくということをぜひお願いをしたいというふうに思います。これは答弁は要りません。

○議長（土居恒夫） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時であります。

午前11時57分 休憩

————— ◇ —————

午後１時 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。10番西川潔議員。

○10番（西川 潔） 市長の政治姿勢の中で、市街化調整区域の規制緩和と集落の活性化策の３点目ですが、市の中心部と周辺集落をどう結びつけて発展させるのかという質問でございます。

コンパクトシティー構想で、着々と整備される市の中心部、疲弊する周辺集落とどう結び、発展をさせるかということで、市の中心部だけの発展では南国市の発展はない、いうふうに私は思ってます。周辺集落が健全な集落として存在不可欠、このことは市長も認識をしているということで、今までの答弁の中で私はそういうふうに思っております。調整区域内の集落居住者は、コンパクトシティー構想の中で中心部に集中させるというようなのは、市民の理解は得られないというふうに私は思います。管理しなければならない農地や土地などを所有する多くの住民がおり、土地を離れることができない、また南国市の農地を大規模な農家だけで管理をしていくということもできないわけですし、南国市の発展は調整区域内の健全な集落があるということが必須であります。

そこで、市長にはこのコンパクトシティーの構想で整備される市の中心部と周辺集落をどのように結びつけて発展させていくのかということについて、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 現在進めている政策につきましては、コンパクトシティ、立地適正化計画にのっとり今まちづくりを進めているところでございます。立地適正化計画では、居住や都市機能を中心市街地に集約するということで、中心市街地と周辺の集落とのアクセス公共交通網を整備して、それにより中心市街地と周辺集落とのネットワークを持つということが、これからのまちづくりの中では必要であるということでございます。周辺集落の生活サービス施設を保全して活用していく、先ほど西川議員のおっしゃられたとおり、周辺集落の維持活性化ということは、今後にも必要になっていくことでございまして、それは今までどおり進めていくところでございます。まさしく、コンパクト・プラス・ネットワークの推進ということで、立地適正化計画は進めております。このコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けては、市役所周辺部の全ての市民の多様な生活サービス機能を集約する中心拠点、そして本市南部の緑ヶ丘の商業地区周辺部を地域住民の日常サービス機能を集約する地域拠点に、その他周辺部の11小学校と公民館の周辺部を将来にわたり集落に住み続けることのできる定住環境を保全する集落拠点に位置づけるとともに、中心拠点、地域拠点、集落拠点それぞれを公共交通網で結び、各施設に容易にアクセスできる利便性の高いアクセス機能と拠点間の連携強化の実現を図ることで、相乗効果により高齢者など誰もが多様で快適な生活サービスを享受できる公共ネットワークづくりを目指しておるところでございます。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） そのような策を実現するためには、計画が要するというふうには私は思うんです。ただ規制緩和をして、それでできるというふうには私は思っておりません。調整区域内の拠点集落ごとに、歩いて日常生活ができるような範囲のまちづくりというのが理想ですけども、なかなかそれは困難だというふうには私は思うんです。南国市の地理的な条件を見ると、やはり南北に長い市ですので、南には市街化区域としての飛び地の緑の団地ですか、十市地区ありますし、北には上倉、瓶岩という南国市の地理の面積の2分の1に相当する面積を持ったところに、4万7,000のうちの1,000人しか住んでいないような中山間地帯もあるわけです。そういう条件を道路事情とも、いろいろ地理的な条件、状況も考えたときにどうするのかという策を作る必要がありはしないかと。南は南の拠点として、北は北で、どこか道の駅とか蜚が丘とかいうあこな辺を中心として、上倉、瓶岩地区の人でもそこまでは少し時間がかかるが、あそこまで下りてくると医療も生活用品もいくんだと。デマンドでもバスでも出てこられる範囲だというようなところで、市役所の施設とか農協もあるわけですが、市役所の支所も岡豊の支所

と久礼田の公民館にあるわけですね。そういうのも、そういう拠点のようなものをつくってそこに集めていく、そういうところからまたコンパクトシティーでやってます南国市へ来て、図書館の利用だとか文化ホールの施設も利用していただくというような交通のシステム、そのようなものもそういう中でつくっていくという策がないと、ただこの規制緩和をして人に来てもらうというだけではうまくいかないんじゃないのかと。私は、以前からもそういう話をしてるんですが、北の道の駅周辺を1つに中核、南国市の市街化区域、この中心部とは違う形での拠点いうものをつくって、そこでいろいろなサービスが受けれるというようなものをつくっていくというようなこと、そういう施策が必要だというふうに思っておりますが、かつてと同じようなことを言いますけれども、市長のその点についてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで、西川議員に度々御提案もいただいていたところでございます。確かに、南国市の地理を考えた場合、中心市街地、大篠中心の機能、大篠地区に機能を集中するという上では、公共交通ということが非常に充実が必要になってくるわけでございます。道路事情としまして、南部は移動するのに交通という面では道路が整備されているところもございまして、北部は一方、先ほど西川議員のおっしゃったとおり、中山間地域もございまして、なかなか出てくるのにも時間がかかるということもございまして、そういった生活面のことを考えますと、北部にその道の駅を中心に拠点ということも、それは効果のある考え方ではないかと私も思います。できるだけそちらの拠点としての機能を、どういうふうなものを集約できるのかということになっていこうと思うんですが、先ほど西川議員の提案の今までの中でもありましたバスの発着地点にするというような、拠点にするというような考えもありますし、デマンド交通の拠点にすると、デマンドタクシーの拠点に道の駅を考えるということはもちろんあると思います。それは、今後公共交通の会議の中でも、そういうことが実現できないかということも踏まえ、検討していただこうと思っております。

また、そちらにできれば商業施設とかそういった環境整備ができればいいんですが、それはまた民間事業者が来てくれるかという問題、道の駅のスペース的に十分な広さとも言えないということもございまして、どのようなそちらに機能集約ができるかということは、また考えていかねばならないところだと思いますが。道の駅、また領石、植野地区、そこらあたりの場所に、そういった先ほど申しました植野地区の住宅団地のマスタープランへの位置づけもありますし、そういうことを踏まえてそちらへの立地ということとはできないかということ、北部の利便性を考えれば十分検討していく価値はあると思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 1つ、現在の道の駅で歩いて行ける範囲ぐらいのところに、郵便局や歯科医師、それからクリニックというようなものもありますので、ぜひそんなことも考えていただきたいというふうに思います。

また、お願いですけど、これも道の駅への定期バスの乗り入れのようなものもしていただきたいということもお願いしました。というのは、デマンドのタクシーで上倉、瓶岩の方が出てこられたときに、寒い日も暑い日も、公共交通との接続というのが国の施策の基本ですので、そういう中でバスを待って、重たい荷物を持ってバスから降りて、タクシーに乗り換えるというようなことが現実にあるわけですから、道の駅のようなところで人とも交流をしながら、そこから発着ができる、家に帰れる、そこへ来て、そこから高知なり後免に行けるというようなシステムをつくっていただきたいということもお願いをしておきます。

以上でこの市長の政治姿勢という部分については終わります。

次に、児童の安全対策について質問をいたします。

新型コロナの感染状況とか感染対策については、今西議員の先ほどの質問とかなり重複した部分がございますので、なるべく私も聞いたことについては質問をいたしませんのでよろしくお願ひしますが、まず現在南国市での新型コロナの児童生徒の感染者数とか重症化の実態といたしますか、数というようなものが具体的に言うことができれば、お教えしていただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の市内小中学校の児童生徒の感染状況につきましては、数値的なことは御報告申し上げることはできませんが、現時点では感染状況が心配される状況にはございません。また、重症化したという報告も一件も上がっておりませんので、御報告申し上げます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 次に、学校における感染対策についてお聞きをしようと思いましたが、これは今西議員からの質問がございましたので、次に学校での新型コロナの日々の教育活動、特に体調、またコロナでの偏見、このようなもの、それからコロナでの欠席、欠課の取扱いについてお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 児童生徒に体調不良や発熱等の症状がある場合には、保護者の理解と御協力のもと、自宅で安静にして休養することをお願いをしております。この

場合、学校保健安全法第19条の規定に基づきまして出席停止の措置を取り、指導要領には欠席日数とせず出席停止・忌引等の日数として記録をしてございます。西川議員の御指摘もありましたように、こうした体調不良や欠席者、そして感染者に対する偏見が大きな社会問題になってはおりますが、このことに関しましては、令和2年8月、文部科学大臣が児童生徒へのメッセージを発表しておりまして、こうしたメッセージ等も活用しながら道德の授業、あるいは学級指導の中で、感染者をはじめとして欠席者や体調不良者に対して偏見を持つことがないよう、児童生徒の発達段階に応じて指導をしているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 欠席、欠課も疑いというか、熱が出てちょっとコロナかもというような場合でも欠席とかいう取扱いにはしないということですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） おっしゃるとおり、児童生徒の不利益になりませんように、欠席扱いにはなりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 次に、オンライン授業のことについてお伺いいたします。

感染が収まらない状況下で、家庭と学校間のオンライン授業を視野に入れる必要が出てまいりました。現在、実施できる状態になっているのかお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） オンライン学習につきましては、村田議員の御質問にも少し御答弁を申し上げましたが、端末や校内のネット環境の整備が整いましたので、通常の授業において、既に授業支援ソフトを利用してオンライン学習を実施しております。休校等学校で授業ができない場合の学校と家庭を結ぶ双方向によるオンライン学習については、現在のところ実施に向けた調整段階でございます。グーグルミートというビデオ会議アプリによってオンライン学習を進めようとしておりますが、このアプリを使ったオンライン学習を行った際、他の教室で授業支援ソフト等を活用している中、授業配信のため複数の会議アプリを立ち上げた場合、通信障害、いわゆるボトルネックを起こすことが想定もされております。本市としましては、このことを解決するために、現在新たな光回線の整備を進めているところでございます。また、御家庭におきましても、授業配信に堪え得るネット環境があるのかどうか、通信費の問題、特に小学校低学年の場合、保護者による児童へのサポート等対応すべき課題もございまして、現在家庭へのアンケート調査を行いまして、実態把握に取り組んでいるところ

でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 学校、家庭間のオンライン学習ということになりますと、まだまだということでしたけれども、学校サイドの課題、それからまた家庭サイドの課題があると思いますが、どのような課題があるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 少し先ほども申し上げましたが、学校におきましては、配信することにつきましてはもう既に準備はできておりますが、御家庭のネット環境についての、先ほど申し上げましたが、現在実態調査、アンケート調査を行っておりますが、こうしたことを踏まえて対応していくということが現在の課題でございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 県内のネット環境や家庭における環境に問題があるとの答弁でしたけれども、この場合、今調査も回っているということで、私も調査書を見てはないんですが、少し家族の者からおじいちゃんのパソコンを使うてもええかみたいな話がありました。そこで、ちょっと幾つか聞きたいんですけれども、光ファイバーとかが整備されてない家庭についてはどのような形でやるのか、経済的に余裕のある家庭はつけてくださいということになるのか、市のほうでそのようなものを負担をしてやるのか、線引きをどこかでしてやるのかというようなことですが。まず光ファイバーのこともありますし、パソコン等の機器がない、一部のカメラといいますか、そのようなものも必要なわけで、そのようなものがない、一部不足をするようなもの。またパソコンがあっても、私のパソコンもいろいろ別のものに使うて安定性がない、ずっと使おうちいかんぞというようなことを話したわけですけども、そのようなときにどうするのか。また授業をする際、オンラインの設定、そういうところについても、全ての家庭のものができるところにはないはずですので、どうするのかとか、また保護者が、私のように十分ネット環境にできないような家庭についてどのようなサポートをしていくのか、気のつくところですけども、心配するところですけども、少しその点についてお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問いただきました点、順にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、光ファイバーが整備されていない御家庭におきましては、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行ってまいります。また、パソコン等機器がない御家庭、また先ほどお話にもあ

りましたように、使用できる端末がない御家庭にも、学校にございます i P a d をお貸しすることにしております。またパソコンがあるけれども、安定性が心配であったり、あるいは御家族でも使われていて、仕事等で御家族が使われているために使用できないという場合におきましても、i P a d を学校から現在のところはお貸しするようにしております。

オンライン授業に対する機器の設定ができない御家庭、あるいは十分な接続の方法等が分からない御家庭につきましては、ネット端末の接続方法、ビデオ会議アプリへの接続方法、そして授業支援ソフトの教材などのデータのやり取りの仕方につきまして、南国市教育委員会のホームページに掲載する予定としております。また、取扱方法といえますか、そうしたやり方についてはプリントも用意しておまして、学校のほうに配付し、それを御家庭に持っていただいて、それを見て接続あるいはつなげていただくようなことを御家庭にも御協力を願いたいというふうに思っております。

経済的な問題がある場合でございますが、モバイルW i - F i ルーターの貸出しを行った場合の通信費につきましては、現在国の2分の1の補助事業でございます学校保健特別対策事業費補助金というものを活用することにしておりますので、保護者の負担はありません。ただし、コロナが終息しまして、国の先ほど申し上げた補助金が活用できなくなった場合の通信費につきましては、現在検討を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 様々なことというか、問題が出てくるかとは思います。

i P a d は、希望したら貸してくれるということになるわけですか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） i P a d は、南国市で現在500台を所有しております。そうした御家庭に御要望がありましたらお貸しすることができます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 基本的には、構えてくれというのが基本なわけですね。私も、少し相談が家族からあったときに、それは新しいパソコンを買わにやいかんかなというふうにそのとき思ったんで、原則そういうことならそういうことで対応をするわけですけども、なかなかそこな辺、線引きが難しい部分も出てこようかと思いますが、それを今ここで心配してもしようがありませんので、よく分かりました。

次に、小学校、中学校の一斉休校についても今西議員からの質問でのお答えがございましたが、私も台風などと同じくせずに、学校単位でそういうのを決めていくというのが望ましいと

いうふうにも思いました。どうもありがとうございました。

次に、小中学校の通学路の件でございます。

千葉県八街市で2か月前に発生した痛ましい事故を受けて、国は9月中までに児童の通学路を再調査する旨報道されておりましたが、南国市の通学路の危険箇所についてはどのような取組がされておりますか。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 通学路の危険箇所につきましては、毎年各学校が危険箇所を確認いたしまして、8月末までに調査表にまとめ、教育委員会に提出することとなっております。この調査表と各機関が情報収集しました危険箇所及び地域より御要望のあった危険箇所等について、学校教育課で集約を行いまして、それを基に南国警察署、中央土木事務所、南国市建設課、南国市危機管理課、少年育成センター、南国市校長会で組織しております南国市小中学校通学路安全対策協議会におきまして、現地確認をはじめ対策方法についての協議を行いまして、その結果を市のホームページを通して公表を行っております。この対策協議会は、例年で行いましたら10月から2月にかけて4回程度開催をしております。

西川議員のお話にありましたように、本年6月28日に千葉県で起こりました、歩いて下校途中の児童の列にトラックが突っ込み、男女5人が死傷するという痛ましい事故を受けまして、国は本年度新たに、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、2つ目に、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハット事例があった箇所、3つ目に、保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所のこの3観点につきまして、追加した危険箇所の把握と合同点検の実施についての通知がございました。また、例年第1回目の協議会は10月に実施をしておりますが、このことを受けまして9月に前倒しを実施し、その結果を第1次報告として提出するようにと国から通知を受けてございます。

このことを受けまして、南国市教育委員会としましても、9月に第1回目の協議会を開催するように、現在、関係機関との調整を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 御答弁によりますと、南国市の小中学校の通学路の安全対策協議会、このような組織において、現地確認、対策方法についての協議がされているということで、一定の洗い出しがされているというふうに認識をしておりますが、この一定の危険箇所の洗い出しについて、大変改善が遅れているわけですね。この原因はどのような原因が主にあるのかをお聞

きをいたします。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御指摘のありました改善が遅れているという箇所につきましては、対策を実施中対策中、あるいは、上申中もしくは検討中の箇所というもので、ホームページにも表明をしておりますけれども。この対策を実施中・対応中につきましては、歩道整備事業や定期的な見守りを強化していくなど時間が長期的にかかってしまう箇所や、継続的な取組が必要な箇所となっております。また、上申中もしくは検討中の箇所につきましては、担当機関において予算の確保が必要であったり、予算上の問題と数が多いため優先順位を決めて対応しているというふうに伺っております。

特に、防犯灯の設置につきましては、設置場所や設置基準の問題、設置するときの費用や設置してからのランニングコストなど、解決しなければならない課題も多く、担当機関としても対応に苦慮しているという報告を受けております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 学校の通学路の危険箇所については洗い出しもされて、それぞれの管理者といいますか、道路管理者も道路の拡幅をするときには、歩道をつけるだとかいうようなことになっているんじゃないかと私は思うんです。危険箇所がもう30年も、場合によっては50年も危険箇所として改善をされずにおかれているというのが現状ではないのかと。

これは、私は教育委員会サイドに早くせえとか、どうしよらあとかいうふうなことを言っても、少し酷な話でございます。ここでは市道なら道路管理者、それから県道なら県の道路管理、国道なら国というふうなところに大きな責任があるというふうに思ってます。事故が起きてからでは遅いわけですし、昔から行政というのは、プールに一番先に飛び込んだ者はよう助けんけん、2番目にどうなるかというところでは、対策をするというふうにも言われてますが。市長はこの点について、私は早急な対応が必要やないかと、事故が起きてからでは遅いということで、市長はこの点についてはどのようにお考えかをお聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） まさしく、事故が起きてからでは遅いということでございまして、今点検等をされている箇所で、ここの危険度に応じて早く順位をつけて対応していく必要があると思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） ぜひ、教育委員会からの話も聞いて、早急な改善を国にも県にも、そ

れから市の管理のところならできることを早くしていただきたいと。特に、私の校区で見ましても、危険箇所というのは常に言われゆうわけです、はっきり。東バイパスができましたけども、岡豊小学校の場合、昔からある大津からの旧道が非常に狭くて、そこな通学路のことが毎年上がってくるわけですけども。できることを、側道をどんなにつける、あこも道路拡幅に伴うてやるというようなことで、恐らくこれは50年以上の前から言われることだと思うんですけども、一向に改善がされないということで、ぜひその辺も県なり国なりへも上げていただきたいということもお願いします。

子供の安全というのは、交通の問題、それから今の新型コロナの問題について質問したわけですけども、ほかにも子供を守るための安全策というのはたくさんありまして、そのことについてもひとつよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

次に、大きい3点目の戦没者慰霊施設、忠霊塔の維持管理について質問をいたします。

忠霊塔は、太平洋戦時中に国が建設を推進し、陸軍は戦没者を顕彰し、戦意を高める場になるよう、各地に設計図や骨つぼの配布をしたというふうに言われております。このような意図の基に作られた施設ですが、忠霊塔は私たちにとってとても身近な戦争遺跡、その名称や形状、建てられた経緯は地区によっても様々だと思いますが、遺族の高齢化、若い人でも80歳近くになるいうふうに思いますが、管理ができなくなっております。

そこで、南国市の旧町村に建てられている忠霊塔の施設の状況、管理も含めて確認をできればお答えください。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 市内にごございます戦没者慰霊施設、忠霊塔もしくは忠魂墓地ですけれども、おおむね旧村単位で14か所の忠霊塔、忠魂墓地がございます。うち12か所につきましては地元地区遺族会に、地区遺族会組織で管理ができないという2か所につきましては、地区社協に管理及び地区の追悼式を委託をしております、各地区の亡くなられた戦没者の方の数に応じた委託料を支払いをしているところでございます。また、石碑としては約24基ございまして、うち半数の12基が戦後に建立をされたもので、その建立に際して旧村等行政が関与したものが3基ございます。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 公益財団法人の高知県遺族会、ネットで見たんですが、これによると、上倉地区には遺族会はないというふうにされておりました。私も、上倉地区の遺族会長に先日お会いしましたところ、立派な遺族会があつて、私も度々慰霊祭にも出席をさせていただいて

おりますけれども、これについてどういうことなのか、分かっておればお聞かせをください。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 上倉地区に遺族会がないということでしたけれども、現在南国市内には約13地区に地区遺族会がございまして、上倉や奈路地区にも遺族会がございます。遺族会の会長もおられます。高知県の遺族会がどのような方法で各地区の遺族会を把握しているのかということは、ちょっと申し訳ございませんけども、市のほうでは把握はしておりません。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 建てられた忠霊塔の過去の歴史、史実はありますけれども、戦争遺跡として私は後世に残すべきだと思いますけれども、これに対して市長はどのようなお考えでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 過去の悲惨な戦争を二度と起こさないというような思いを引き継いでいくということに対しまして、非常に戦争の遺跡を残していくということは大切なことであると思います。それを見て、過去の、これからの未来の世代の方々にも戦争の悲惨さ、あつてはならないということを伝えていくということにも活用していく必要があろうと思いますので、そういった後世へ伝えていく、伝承していくためにも、そういったものは必要であると思います。以上です。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 様々な施設があるというふうに申し上げましたが、一般的には13の施設のうちに、忠霊塔という塔を建てて、その人たちの霊を御霊をお祭りしよったのがあれですけれども、南国市には特異な部分で、上倉の忠魂墓地というのは、奈路と上倉、白木谷の山のてっぺんにございまして、昔は歩いて登って行ったんですが、今も四駆でないと上がれないようなところに104基、個人墓をずっと建ててお祭りをしてます。そのような特異な墓もあるわけですけども、その墓地も含めた修繕・移転について、先ほど市長が言われたように、大事なものであるなら、市が主体でそういう修繕とか移転についても考えてくださるのか、お聞きをいたします。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 今まで上倉地区の墓地というものがどのように維持管理をされてきたかということは、その遺族の方とか、そういった方もいらっしゃるのではないかと思います。

今まで各地域各地域で、そういう戦争の忠霊塔の維持管理ということは、だんだん高齢化してきて無理がきているというようなお話も度々聞くわけでございまして、それを今後市としてもどういうふうに対応していくかということは、考えるような状況になってきたのかなというように思ってます。その老朽化ということの対策も必要になってきてるところでございまして、新たな場所を確保して、そちらにまとめてこれから戦没者の慰霊を行っていくということも一つの方法であろうと思いますし、そういったことを各地域の遺族会の方とお話ししながら進めていく必要があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 先ほど市長も申し上げましたけれども、確かに忠霊塔自体をもう解体してほしいと、銘板のみでかまんき、市でメモリアルパーク的な整備をしてほしいというふうな、そういう意見も複数地区から出ております。ただ、現在あります忠霊塔につきましては、旧の町村名義の土地に旧町村が行政によって建てられたものもございまして、個人名義の土地に地元の有志とか地元の団体、任意の団体が建立したというものもたくさんございます。先ほど申し上げましたように、行政の建立でないものもかなり含まれております。一概に公費を支出して修繕、移転ができるのかどうなのか、そちらも今後は検討が必要であると考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 今後の管理・維持いうものについてどのようなことができるか、移転の支援ということもあるわけですが、そこな部分で一定市のほうで考えてることがあればお教え願います。

○議長（土居恒夫） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 大篠地区や岡豊地区につきましては、もうしばらく地元で管理が全然問題なくできるというふうに聞いております。また、幾つかの地区については、あともう数年でようやらんぜよという話も聞いておりますけれども、当面は引き続きまして地元の地区遺族会、もしくは地区社協に管理や追悼式を委託するような方法で管理ができたらと思っております。

また、国や県の忠霊塔に係る補助金につきましては、現在民間が建立したもの、もしくは管理状況が悪くて倒れそうとか、そういうものしか補助対象にならないこともございまして、令和元年に高知県市長会に、建立者や管理状況にかかわらず、各市町村にある慰霊碑等の移設や埋設の事業を補助してもらえないかというふうな要望も行いましたので、今後も引き続きそ

のような要望は行っていく予定をしております。

また、令和3年度から、新たに高知県慰霊碑耐震化等事業費補助金というものが新設されました。こちらの補助金については、耐震診断についても補助対象となることから、今後は倒壊のおそれがあるようなものにつきましては、耐震診断等の必要性も検討を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 西川議員。

○10番（西川 潔） 県のほうでもそういう補助制度があるということですが、補助制度というのはそれなり決められたものということになろうかと思うんです、条件が出てくると。先ほど言いました上倉地区は、特に山の上に1人ずつの墓標があるようなものを、昔、下から担ぎ上げて、両方の地区が見渡せるようなところへ、わざわざ山の上まで担いで作った経緯があると思うんで、そこにあるものを下ろしてくるかというようなことも考えてないようです。できれば小さな碑を建てて、墓標というか、104名の名を刻んだようなものを造りたいというような意向も、遺族会の会長に聞くとそういう話がされているようですが。私が言いたいのは、いずれの場合も補助金だけで足るということにはならないし、決められた補助制度でいかないうちの上倉墓地も含めて、今でないとできないような事業になるんじゃないか。というのは、今なら遺族の方も遺族会もあるわけで、上倉地区の場合は、特に皆さん都会に出られた方とかもおりますけれども、系列の人というか、血縁の方もほぼおるとまだ分かると思うんです。そういうことになると、遺族会と協力をして、それぞれ土地を構えるだとか、寄附を募るだとかいう方法も考えておられると思います。大体予算が、土地をのけて300万円ぐらいは要りやせんろうかみたいなことも言ってましたが、そのうちで3分の1なり半分なりを、そういうことで1人当たり1万円ぐらいをめどに寄附をしていただいて、移転をするじゃないということも可能だと思うし、ほかの施設等についてもよく分かりませんが、そういう遺族会との話、遺族との話というようなこともできる可能性が今は残っていると思います。

上倉の場合は山から下ろすというのが条件で、もうよう行かんき、上で管理もよう、今は社協の方とあれとか行かれて、毎年何回か草を刈られようようですけども。慰霊祭の場合も、公民館からもうそっちの方角を見て黙礼をすとかいうようなことをされているのが現状ですけど、そのまま草ぼうぼうでするのは忍びないということで、管理は現在にはされていますけど、それも間もなく限度が来たいようなこともありますし。またさっき言うたように、遺族会との協力というものが得られないような状況が出てくる段階にも入りましたので、ぜひそういう希望のあるところについてはやっていただきたいし、また補助金等のマニュアル等についても、

こちらから発信しないと、決められた範囲のものしかいかないということにもなろうと思いますので、そういう特異な戦没者の慰霊施設があるということも頭の中に入れておいていただきたいというふうに思います。そのことをよろしく願います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後 1 時47分 休憩

———— ◇ ————

午後 1 時58分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番丁野美香議員。

〔2 番 丁野美香議員発言席〕

○2 番（丁野美香） 議席 2 番、なんこく市政会の丁野美香です。通告に従いまして、順に質問させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

まず、独り親職業支援継続についてです。

今回、新型コロナウイルス禍で失業したり、休業しなくてはならない状況になってしまった独り親世帯の方たちを支援するための給付として、特例で厚生労働省が実施している職業訓練支援を来年度も継続する方針を固めたことを踏まえて、支援策の一つに高等職業訓練促進給付金がありますが、少し支援内容を変更して給付されるようになりました。児童扶養手当を受給しているなど、比較的低所得の母子家庭や父子家庭の親を対象として資格取得を目指している人に給付金が出ています。ですが、今までだと看護師や保育士、理学療法士、保健師など、国家資格の職業訓練が対象でした。しかし、今年の 4 月から民間資格も加える特例制度が開始され、デジタル分野の資格、ウェブデザイナーや建築図面の作成などの技能試験が対象になっていたり、ホームヘルパー養成講座や医療事務講座など、就職に必要な教育講座にも費用の一部を補助している自治体もあります。通学が原則ですが、コロナ禍で増えてきているオンライン講座も認められており、各自治体によって違いがあり、訓練期間も変わってきますが、南国市のほうではどのように対応されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 議員さんの言われますとおり、高等職業訓練促進給付金の内容が変更になっておりますので、県の高知県ひとり親家庭自立支援事業費補助金の交付要綱及び高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領が改正されております。改正内容といたしま

しては、デジタル分野をはじめとした好条件での就業につながる職業訓練の受講を促進するために、令和3年度に限り訓練期間を1年以上から6か月以上に軟化すること、6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格等も対象とするような改正が行われております。

南国市におきまして、改正された資格などへのお問合せは現在のところございませんが、現在、市補助要綱、実施要領の改正を行っておるところでございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 独り親の就職をめぐるっては、特に母子家庭の親が非正規雇用で働くケースが多いです。山梨県では、就職のための資格所得に6か月以上の訓練期間が必要な場合は、生活費として最大で月に14万円を支給して、これまで1年以上の訓練期間が必要だった資格には、支給期間も3年だったのを4年に拡大したりしています。それは、資格取得の訓練期間中の生活の不安を解消して、安定した環境をつくるのが狙いだそうです。

南国市でも、独り親の方たちのそういった不安な環境を解消する取組はされているのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 高知県の制度におきましても、御紹介いただきました山梨県同様に、非課税世帯である場合には、月額10万円の促進給付金が支給され、また最後の12か月は4万円が加算され、14万円が支給されるようになっておりますし、補助を行う期間も48月を限度とされていますので、独り親世帯の方の資格取得のための受講期間中の生活の不安を解消する取組はなされているものと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 独り親の就職活動を後押ししている自治体もありますが、ホームページで企業の登録を受け付けていて、登録した独り親の方たちはホームページで求人への応募や就職、面接などに関する相談ができて、資格取得の際に利用できる支援制度の情報なども分かるようにしているそうです。インターネットで気軽に求人検索や相談ができるサービスというのも、コロナ禍では必要なことではないでしょうか。南国市のホームページへの活用はされているのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 先ほど丁野議員が言われましたようなホームページの活用は、南国市ではできておりません。ただし、独り親世帯の方と面談の中で、丁野議員の言われましたような求人への応募や就職、面接などについて相談を受けた場合には、高知県が県内の独り

親世帯についての支援について委託を行っております、ひとり親家庭等就業・自立支援センター、場所はこうち男女共同参画センター・ソーレとなりますが、こちらを紹介させていただいております。ただ、議員さん言われますように、ホームページの活用は必要ですし、コロナ禍のような人との接触を少なくすることを求められる状況においては特に重要だと考えておりますので、ホームページの見直しも考えていきたいと思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） こういった支援があることを知らない独り親家庭の方たちがたくさんいると思われますので、もっと知ってもらい、活用していくことを進められるように、今後市のホームページの見直しや広報などで周知させていくよう、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

次は、ペットとの同行避難についてです。

昨年の3月議会において、ペットの同行避難所について質問させていただきました。そのときの御答弁は、避難所にペットのスペースも確保して人との距離を置いているのに、同行避難をお願いして、飼い主の方たちには、ケージの中でおとなしく落ち着いていられるようにふだんから慣らしていくように啓発しているというようなお答えでした。現在、コロナ禍で避難訓練もなかなか難しいですが、啓発や指導のほうは進んでいるのでしょうか、お聞きします。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 本市では、災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットと一緒に避難所まで同行避難をするようお願いをしております。飼い主の皆様には、ケージなどの中でもおとなしく落ち着いていられるようにふだんから慣らしておくなど、国や県のパンフレット等により災害時の啓発に努めているところでございます。具体的には、昨年8月に本市ホームページへ、災害時のペットとの同行避難についてを掲載し、周知を図っているところでございます。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 昨年8月に南国市ホームページへ掲載されてからは、コロナ禍での避難についてこれからの課題になっていくのではないのでしょうか。ぜひ、もっと市民の方に周知していくよう考えてほしいと思います。よろしくお願いします。

今回の8月の大雨では、福岡県久留米市にペット同伴可能な避難所が設置されました。前回の災害時に、ペットも一緒に避難したいという声が市民の方から多数あり、その声を拾い上げ、検討を重ねながら自治体はその声に応えたそうです。動物アレルギーや動物を嫌いな人もいる

ことを考慮しながらのペット同伴避難所では、ブース壁も高くして、毛が飛び散りにくいように配慮がされていたり、実際に動物を飼っている方が作ったのではないかと思えるような気遣いが随所にあったそうです。南国市でも、実際にペットを飼われていたり、動物のことに詳しい職員の人たちからの意見を聞きながら、久留米市の取組を参考にするというようなことを考えておられるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 議員から御紹介いただきました久留米市がペットの同伴可能な避難所を設置したことにつきまして、同じ自治体といたしまして注目をしております。

災害の発生が予想される場合には、周囲が安全なうちに危険な場所から立ち退き避難をすることが基本ですが、ペットと一緒に避難できないことによって避難をためらうことがあるとすれば、それを改善する必要があると考えております。本市におきまして、これまでペットとの避難に関するお問合せはあまりありませんが、全国では久留米市に次いで福島市が今年よりペット同伴避難所を開設をするとお聞きをしております。それら先例事例を参考にして、ペット同伴避難所の開設について検討してまいりたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○２番（丁野美香） 久留米市だけでなく福島市でもということですが、全国的にも災害が増加傾向にある中、先月は高知でも大雨が降り続き、南国市にも避難指示が発令されていました。これからまだまだ台風も来ることも想定して、避難所へのペットも一緒にという場合の措置はどのように取られるのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、本市ではペットを連れて避難をされる場合は、避難所運営マニュアルに定められたペットスペースを利用させていただくなど、避難者とペットが同室にならない同行避難の対策を行っております。同伴避難につきましては、先ほど申し上げました久留米市などの対応を参考に検討してまいりたいと考えておりますけれども、同伴避難所の開設場所や、同伴可能とするペットの対象の選別、避難所の閉鎖後に残るペットの臭いの問題など様々な課題がありますので、今後検討を重ねる必要があると考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○２番（丁野美香） ぜひ、今後の災害に備えていろいろ検討していただきたいと思います。

他県での取組の一つに、鳥取県米子市では、犬や猫などを飼う市民の災害への備えをまとめた冊子「ペット防災手帳」を作ったそうです。そこには、災害発生時のペットを連れた避難方

法を解説していて、ペットとはぐれたときや、そうならないようにペットとの離散を防ぐ手がかりにしています。大きさは、携帯しやすいように縦16センチ、横12センチで、7ページとなっています。中身は、飼い主やペットの名前とペットの種類、予防接種の情報を記入する欄のほか、災害時にペットとともに避難する手順、避難所での心構えを紹介するページも設けています。証明書代わりにすることで避難所での管理がしやすくなり、離散防止にも役立つということが狙いだそうです。あと、餌やトイレ用品などのふだんから飼い主が用意する持ち出し品の確認項目もあります。米子市は2,000部を作り、市役所の窓口や市内の動物病院で配布して、市のホームページからダウンロードもできるようにしました。避難所での鳴き声や臭いなどを理由にしたトラブルや、災害発生後、離散して野生化してしまうなどの問題を少しでも解決できるように、担当の職員からは手帳への記入を通じてペットの防災を考え、万が一の備えをしてほしいということを言われています。

今後、南国市にペットの避難所を作るときにも役立つことですし、現在災害時にペットのことを考えている飼い主にも心強い手帳になると思いますので、ぜひ南国市でも取り入れてほしいですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 議員さんおっしゃられました鳥取県米子市のペット防災手帳を確認させていただきました。非常に携帯しやすい形で、ペットの防災について考えるきっかけとしてもよくできていると思いました。本市におきましても、人もペットも救える環境づくりのため、作成につきまして危機管理課とともに前向きに検討を進めたいと思います。御提案ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ぜひ、作成することをよろしくお願いいたします。

今のところ、ペットと同伴避難というと、ペットと一緒にの空間づくりなどまだまだ課題もあり、難しいと思われます。先ほどの御答弁でも、ペット同伴避難所の開設を検討していくということですが、まずは人が優先なのですが、せめて同行避難にすれば、ペットを置いていく部屋の確保ももっとしやすくなるのではないのでしょうか。家で飼われている犬や猫などを外に出しておく、不安になる方もいるかと思われます。岡山県総社市では、市長がペットは家族、市長室を使用してでもいいから同伴避難所を設置しろと指示を出して、市役所の庁舎内にペット同伴避難所を開設されたそうです。

そこで、市長にお聞きします。

今回の議会初日に、市長はこれからの政治姿勢についてお話しされていた中で、災害対策をしていくとおっしゃられていましたが、ペットの同行避難の場所を確保するということは、ペットを飼っている方も一緒に救えるのではないのでしょうか。南国市でも、庁舎内にペットの同行避難の部屋や同伴避難所を設置するということを今後考えていただけないでしょうか。

○議長（土居恒夫） 市長。

○市長（平山耕三） 庁舎内の同伴避難の場所ということでございますが、今南国市の庁舎は昔からもう四十数年、昭和47年に建った建物でございまして、非常に当時からももちろんスペースは変わってないところでございます。非常に、会議室の確保等も実際のところ苦慮するときもございまして、スペース的に非常に困難ではないかなというようには思っております。やはり、庁舎外でそちらを構えるような対策を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） ぜひ、市長室とは言いませし、庁舎内でもぜひ避難できるように、皆さん市民の方が一番集まりやすい市役所、庁舎内に避難できる場所の検討をよろしくお願いいたします。

次に、避難するときに急いで慌てていたために、ケージを用意できなかったことなども想定して、動物病院などと連携して幾つかケージを確保しておくことも考えてほしいです。そのときに、防災倉庫に備蓄品の付け足しで置いておくことは可能でしょうか。今では、折り畳み式のケージなどもあり、場所はそんなに取らないと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 資機材につきましては、今後併せて検討してまいりたいと考えておりますけれども、久留米市などの先例事例を見ましても、ペットの同伴避難が可能な避難所では、あくまでケージに入れておくことが条件となっております。基本的には、ペットフードと同様に、避難される方に御用意をお願いしたいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 前回にもお願いしましたが、災害時に避難所へ行くときに、まずは人が優先であり、動物なんてという声も聞こえてくると思います。けれど、今やペットも家族の一員で、ペットが一緒じゃないと避難するのは嫌だという方も多くなってきました。避難するのにしない、できない、そして結果、自宅で亡くなってしまう人がいるというケースが増えてきています。どうか、そういった方を一人でも救えるように、そして今後人と動物の両方が救えるよう準備していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、チャットボットについて御質問いたします。

まず、チャットボットとは、チャット、いわゆるインターネットを利用したリアルタイムコミュニケーションで、人間同士が会話することに対して、ボットはロボットの略で、人間に代わって一定のタスクや処理を自動化するためのプログラムです。人間同士が会話するチャットに対して、チャットボットは、一方は人工知能を組み込んだコンピューターが人間に代わって対話することとなり、テキストに自動回答するプログラムを使っています。現在、チャットボットを使用している自治体のほうでは、住民の問合せに対応するサービスとして活用されていて、とても助かっているようです。

コロナ禍で不安な毎日を送っている市民の声にも応えることができ、自治体職員の人たちの負担を軽くするための取組として、南国市でも取り入れていただくことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 本市ホームページには、よくあるお問合せを掲載しておりますが、チャットボットは質問される方が記事を探さなくても、その御質問を入力していただくことで回答を御確認いただけるシステムですので、大変有用であると思います。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 今、自分たちが知りたいと思ったことが、探さなくても質問する、入力するだけで回答してもらえんということは、とても便利だと思います。お隣の香美市さんでは、今回住民対応の迅速化を図るため、24時間365日、住民の方たちからの質問に対して自動応答するチャットボットを取り入れて、自治体職員の効率化と住民の方たちの利便性の向上を図っています。対象分野としては、今一番関心のある新型コロナウイルスのことや、福祉生活支援、子育て、学校教育から、引っ越しやごみのことなど、幅広く香美市の業務のほぼ全ての分野に対応しているそうです。新型コロナウイルスのことや、急な災害時に市役所が休みのときなどでも対応してもらえんということは、とても心強いのではないのでしょうか。ぜひ活用していただきたいのですが、どうでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 議員がおっしゃるとおり、休庁日でも御質問のあるときに、日時を選ばず御利用いただけるということは重要であると思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 現在、子育て中や就業中で、日中は忙しくて、庁舎が開庁している時間

帯に問合せをすることが難しいという思いをしている女性や独り親の方たちも多数いると思われます。

そこで、そういった方たちが情報弱者にならないようにするためにも、市のホームページから、市民の質問に24時間答えてくれるチャットボットを導入するというのは、とても必要性があるのではないのでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 今日におきまして、お問合せ対応において24時間365日対応できることは必要であることと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 自治体としても、行政サービスのデジタル化の一つとして、今後コロナ禍で市役所まで出向くことが難しくなることや、時間外にも活用していけることなどを想定して検討してほしいですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） お問合せ窓口のデジタル化につきましては、総務省の自治体DX推進計画における重点取組事項及び自治体DXの取組と併せて取り組むべき事項には明記されておりましたが、自治体におけるDX推進の意義には、一部抜粋ですけれども、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会ということや、自治体においては、まずは、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるということが示されております。また、導入の際には、初期データとして各担当課が作成した質疑応答集を登録する必要がありますので、本市におけるDX計画の業務のデジタル化を計画的に進めるため、その取組の一つとして検討したいと思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 最近では、デジタル庁を発足する動きも定まってきていて、各自治体でも、デジタル化によって行政サービスの利便性を向上させるという動きが広まってきています。南国市でも、デジタル化の一つの取組としてぜひ進めていくことをお願いします。

お隣の香美市では、高知工科大学の学生が香美市と地域の方たちと連携して、自治体AIチャットボットを構築しているようです。チャットボットの質問への回答には、小学生や中学生の目線で答えたり、農業関連のことや子育て支援のこと、空き家情報の公開やイベント情報など、今のところ全部で4,300通り考えられておられるそうです。多言語対応もされていて、外

国人の住民の方にも活用されやすくなっています。

そこで、南国市には高知工業高等専門学校がありますが、香美市さんのように、学生の力をお借りして構築していくというようなことは考えておられますか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） チャットボットの構築につきましては、香美市、高知工科大学、企業との連携事業の協議を行っている中で実施することになったと伺っております。本市におきましても、導入の際には、まずは高知工業高等専門学校との連携事業におきまして、実施が可能かなどについて相談したいと考えております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） 若い人たちのアイデアや力をお借りして構築していくことは、これからの時代にもとてもいい取組だと思います。さきに質問させていただきました独り親職業支援継続や、ペットとの同行避難に関しましても、チャットボットを活用していくことによって、市民の皆さんがいつでも不安に思ったことに対して、南国市では市のホームページを開くと、聞きたいことに対してすぐに答えてくれる、皆さんにとっての心強いツールになると思われますので、今後検討していただきたいと思います。

それから、前にも質問させていただきましたLINEの開設との連携も考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（土居恒夫） 情報政策課長。

○情報政策課長（竹村亜希子） 既に取組を進めておりますLINE及びチャットボットの運用につきまして、協議する際には、その連携も含めまして検討したいと思っております。

○議長（土居恒夫） 丁野議員。

○2番（丁野美香） LINEの開設も含めて、市民の皆さんの暮らしやすい南国市になるように、ぜひチャットボットの御検討のほどよろしく願いいたします。

以上で私からの質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（土居恒夫） 10分間休憩いたします。

午後2時26分 休憩

————— ◇ —————

午後2時35分 再開

○議長（土居恒夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番植田豊議員。

〔5番 植田 豊議員発言席〕

○5番（植田 豊） 議席番号5番、なんこく市政会、植田です。どうぞよろしくお願いします。

本日最後の質問者の質問を総括でさせていただきます。

それでは、順次通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、防災行政について3項目質問させていただきます。

まず最初に、防災道の駅。

今年6月、国土交通省は、高岡郡四万十町のあぐり窪川など全国で39か所の道の駅を、災害時の広域拠点となる防災道の駅に選んだと発表されました。最長で5年間で、施設の耐震化や非常用電源の施設などの費用を重点的に支援し、防災訓練の実施もサポートするとのこと。あぐり窪川を運営する社長の四万十町森副町長は、津波の心配がない場所なので、住民らには一時的な避難場所として活用してほしいと話しておられます。

防災道の駅は、都道府県が地域防災計画などで広域的な防災拠点として位置づけている道の駅を対象に、2,500平方メートル以上の駐車場を備えていることなどを要件に選定、今後も追加で選定し、各都道府県1か所から2か所程度を全国で約100か所に広げるとなっていました。広域的な防災拠点機能を持つ道の駅は、自衛隊、警察、T E C - F O R C Eなどの救援活動の拠点、救急物資などの基地機能、復旧復興活動の拠点としての機能が期待されます。

そこで、危機管理課長に質問させていただきます。

南国道の駅「風良里」は、県外から高知県への道の玄関であり、東西に長い高知県のほぼ中央に位置するわけですので、災害時の広域エリアの拠点の役割は十分果たせる道の駅になると思います。選定を受けるためには、まず南国市として立候補しなくてはならないと思いますが、そうなら立候補する予定があるのかお聞きします。

次に、防災専従者職員の必要性。

6か月前の新聞になりますが、「自治体に20%、防災専従者不在」、大きな見出しで載っていました。災害続発で防災対策の重要性が高まる一方で、自治体の一部は十分な体制が整っていない実態が明らかになりました。共同通信のアンケートに対し、全国市区町村の20.5%は、防災の仕事に専従する職員が存在しないと回答しています。また、専従者がいないというのが20%、専従者が1人というのが14.1%だそうです。慢性的な人手不足が背景にあり、選挙や交通安全などの掛け持ちでカバーしているというのが実態のようです。災害はいつどこで発生するか分からず、全国的な底上げが不可欠だという内容でした。

そこで、質問させていただきます。

本市南国市の場合はどうでしょうか、お聞きします。

南国市内の各地区防災会において、各地区の防災関係の担当者の方がおられ、防災訓練をはじめ、各種計画やマニュアルの策定等を手がけていると思います。各地区の防災担当者の方は恐らくほとんどの方が防災士の資格や専門的な知識をお持ちでない方と考えます。となると、結果として、南国市内において各地区防災会の防災に対しての温度差が生じるのもやむを得ないと思います。それでは、防災南国市としてはよいことではありませんので、防災の知識を持たれた専従職員の方がアドバイスしなくてはいけないと思います。専従者の必要性をどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

防災行政3つ目です。

8月17日の高知新聞に、南国市と南国市社会福祉協議会は、地震や洪水などの大規模災害時に立ち上げるボランティアセンターの運営などに関する協定を結んだと載っています。「迅速なボランティア活動の展開へ。設置場所の確保や資機材の活用、調達などで協力、設置運営訓練も実施する」と載っています。

そこで、質問です。

具体的な活動につきましてはこれからになると思いますが、ボランティアセンターの設置場所は決まっていますか。また、資機材の活用・調達などの協力とは、内容とはどういうことでしょうか。社会福祉協議会のほうでも必要と考える資機材を用意するということでしょうか。

次に、消防行政についてお尋ねします。

まず最初に、火災報知機の設置。

設置10年ということで、火災報知機の設置状況についてお聞きします。

今年2月10日、吾川郡仁淀川町別枝で、何とも言いようのない痛ましい火災が発生しました。全焼火災で、87歳の御高齢の方が亡くなっています。今回の火災は特殊な例かもしれませんが、南国市でも高齢者のお独り暮らしが増えている現実がある中、発生しないということはありません。内容を少し紹介させていただきます。

火災は、2月9日夜から10日未明に発生したと思われると新聞には載っています。火災の第一発見者の方は、午前9時50分頃異変に気づく。家があるべき場所がない。誰も気づかない、救助も来ないうちに一軒家が全焼して、火災でお一人の高齢者の方が亡くなったということです。前置きが長くなりましたが、今回のような痛ましい火災を少しでも減らすようにしなければなりません。

質問です。消防長にお聞きします。

南国市では、10年くらい前に希望者の方に火災報知機の配布、取付けが行われました。火災報知機の交換時期の目安は10年です。火災報知機設置義務については、平成16年6月の消防法改正を受け、火災報知機の設置の義務づけが始まりました。近年では、全国的に住宅火災による死者が急増し、特に65歳を超える高齢者の方が犠牲者となる場合が多くなる傾向が見られます。消防法によって住宅用火災報知機の設置が義務づけられて、南国市では設置の推進をしてから約10年が経過し、現在では電池切れや本体の劣化によって火災時に作動しないおそれがある、交換時期が来ている報知機があると思われます。消防庁は、昨年令和2年7月の全国の消防が一部の住宅を抽出して実施した訪問調査では、2%で故障や電池切れが確認されると発表しています。担当者は、報知機があっても作動しなければ意味がない。安心せず、不具合がないか確認してほしい。多くが交換されていないままだと載っていました。

それで、質問です。

火災から市民の命を守るという視点から、火災報知機の設置の取組についてお考えや予定をお聞きします。また、火災報知機設置に対する補助制度等も設けるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

消防行政の2問目です。

消防団協力事業所制度についてお聞きします。

消防団協力事業所表示制度とは、従業員が消防団に相当数入団するほか、消防団に資機材を提供するなど、消防団活動に協力していただける事業所を顕彰する制度です。認定を受けた事業所は、取得した表示証、実は消防長が本物のプレートをコピーしてくれてますので、ちょっとお見せします。こういう表示板が実際あります。大きさも、それからデザインもがこれですので、一応御紹介させていただきます。この表示板を提示できるほか、企業の自社ホームページなどで広く公表し、協力事業所として地域貢献活動をPRでき、社会的な評価にもつながる効果も期待されます。

質問です。

南国市では何社ぐらいが認定を受けていますか。業種等についてもお尋ねします。

消防行政の3問目です。

#7119についてお聞きします。

前議会でも質問させていただきました救急車の利用の件で質問させていただきます。今回は、救急車を利用する側のほうです。

救急車を呼ぶべきかどうか迷ったときに、＃7119というのがあります。全国では、都会を中心に17地域で実施されているようです。全国人口カバー率でいえば、全人口の5割弱、約5,900万人になるそうです。四国では、香川県と徳島県が実施されています。救急安心センター事業＃7119とは、家族の様子が何となくおかしいけど、救急車を呼んだほうがいいのか、具合が悪いが救急車を呼んで今すぐに病院に行ったらいいのかなど判断に迷うことがあると思います。そんなとき、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口救急安心センター事業が＃7119です。経験豊かな看護師の直接の音声は、相談者に安心感を与えます。全国では、都会を中心に……。すいません、先ほど申し上げました17地域で実施されています。結果として、本当に救急車両を必要とする重症者の搬送が遅れることを防ぎます。さきに触れましたように、人口の多い都市での実施となっていますが、本来は逆に病院が少ない地方での利用が望まれると考えます。南国市あるいは高知県内の導入予定等についてお聞きします。

次に、教育関係の質問をさせていただきます。

今年4月、宮城県白石市の小学校で木製の防球ネットの支柱が折れ、小学6年生の男の子2人が死傷という痛ましい事故が発生しました。この事故を受けて、文部科学省の指示を受け、南国市内小中学校の点検をされたとお聞きしています。その結果の報告と、今後の対応についてお聞きします。

1問目の最後になります。今回は、都市整備課長に御答弁をお願いします。

治水流域の規制方針について。

昨年令和2年9月の高知新聞に、高岡郡日高村が本年度総合治水条例というものを作成すると載っています。流域治水は、避難対策や遊水地整備など幅広い対策を組み合わせることで災害を軽減するものです。気候変動で頻発する水害に備えて、浸水想定区域での開発規制に乗り出す自治体が増えつつあります。県内でも、日高村が総合治水条例を制定し、土地利用を規制して減災を図る試みです。住民や企業も行政とともに、ハード整備だけに頼らず意識を変えて、我が事として備えなければなりません。その上で、水害に強い地域づくりを進めていく必要があります。

そこで、質問です。

南国市は、一級河川の物部川、二級河川の国分川があります。洪水時に遊水地となる機能を維持するとする一方で、農地のかさ上げの規制や住宅、工場建設には、十分な排水と整備、避難路の整備を求めるなど、産業振興や定住を妨げかねないマイナス面もあります。南国市での都市整備計画の見直しも想定されますが、どのように考え、どのような取組の計画になっている

ますか、お聞きします。

以上で1問目を終わります。よろしくお願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 防災行政についてお答えをいたします。

初めに、防災道の駅についてお答えをいたします。

防災道の駅認定制度は、道の駅の機能強化に係る第3ステージの最重要の取組として、災害時の広域的な復旧・復興活動拠点となる道の駅を選定して認定するものでございます。道の駅の目的である道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供や地域振興に安全の確保が新たに加えられ、道の駅の機能である休憩、情報発信、地域連携の機能に防災という機能が追加されました。議員の紹介にありましたとおり、高知県におきましては、四万十町の道の駅めぐり窪川が本年6月に認定を受けたところですが、今後全国の広域的な拠点となり得る道の駅が防災道の駅として認定を受けることになります。

今回の防災道の駅認定制度は広域的な対策であるため、配置計画の主体は各都道府県となりますが、道の駅の設置者である市町村も連携を図ることになります。本市の道の駅南国「風良里」は、南国市応急期機能配置計画や南国市消防本部受援計画において、防災拠点としての位置づけを行っており、また高知県の配置計画案においても広域防災拠点の候補地であるとお伺いしているため、認定に向けての取組が進むと考えております。

続きまして、防災専従者職員の必要性についてお答えをいたします。

現在、危機管理課の体制は5名体制となっております。防災業務のほか、危機管理事象や交通安全、防犯業務等を担当しており、防災業務の専従者職員としては1名となります。地震、津波のような突発災害への対策と併せて、毎年のように発生する風水害にも対応する必要があるため、専従者職員配置の必要性は高いレベルにあると考えております。本課では、専門的な学習や講座を希望される自主防災会等からの要請があれば、气象台をはじめ、国の機関や県の担当課に講師を依頼するなど、専門分野に対応する取組を行っております。

続きまして、ボランティアセンターの運営協定についてお答えをいたします。

大規模災害が発生した際には、迅速な復旧・復興に向け、円滑なボランティア活動を展開する必要があります。去る8月16日に、社会福祉法人南国市社会福祉協議会と南国市災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定を締結いたしました。全国で頻繁する災害において、ボランティア活動が有効に機能しなかった事例があったことを受け、早急な体制づくりを進め

ることを目的としたものです。

この協定において、ボランティアセンターの設置は南国市社会福祉センターとなっておりますが、今後、受付場所をどこに設置するかなどの協議を行ってまいります。また、資機材の活用や調達につきましても、協議や訓練を重ねることにより、双方が準備すべきものをリストアップしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 消防長。

〔小松和英消防長登壇〕

○消防長（小松和英） 植田議員の御質問にお答えをいたします。

火災報知機の設置率ですが、本年6月1日のデータで、全国平均が83.1%、南国市は86.0%となっております。現在までの取組といたしましては、設置義務化以来、広報なんこくや消防団員、女性防火クラブ員に御協力をいただき、住宅用火災警報器の設置を呼びかけてまいりました。また、平成23、24年度には、市内全戸の設置調査及び広報を実施をいたしました。

今後は、全ての住宅への設置義務化10年を迎えるに当たり、従来の広報に加えまして、「住宅用火災警報器は、10年たったらとりカエル」ということを合い言葉に、ホームページ、デジタルサイネージ等への掲載と併せまして、高齢者などが集まる各種教室等に参加をして、パンフレットなどを使い、交換時期などの周知に努めたいと考えております。また、住宅用火災警報器の補助制度につきましても、機器自体が設置義務化時に比べると安価になったこともあり、現状では補助制度の創設は検討はしていませんが、制度自体導入している自治体の現状につきましては調査をしたいと考えております。

次に、消防団協力事業所につきましては、平成21年8月1日に2事業所を認定以来、現在10の事業所を認定しております。業種につきましては、建設業関係が9事業所、あとJA高知県となっております。

最後に、救急安心センター事業＃7119についてですが、その導入による効果は、消防面においては、潜在的な重症者の発見、軽症者の搬送割合の減少や急ぎでないケースでの救急出動の抑制といったものが上げられます。一方、医療面では、医療機関の負担軽減など医療救急体制の円滑化といったことが上げられます。しかしながら、単独消防本部での導入につきましては、費用がかかることからなかなか導入が進んでおりませんでしたところ、高知県議会においても導入に向けて幾度か質問が出されたことを受けまして、本年7月28日に県主導で第1回救急安心センター事業検討ワーキングが開催をされ、救急出動、救急医療の現状や他県の導入状況、事業の実施方法などが検討をされました。その後、数度の検討会が予定されており、今年中に

は実施に向けての方針が決定される予定となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 植田議員のお話にもありましたように、本年4月27日、宮城県の小学校で、校庭に設置されました防球ネットの木製の支柱1本が根元から折れ、児童2人に直撃し、1人が死亡、1人が重傷を負うという事故が起きました。ちょうどその事故の3日前には、北九州市の中学校で、バスケットボール部が練習のため壁に設置しておりましたバスケットゴールを準備していたところ、バスケットゴールが落下し、女子生徒がけがをするという事故も起こっております。

連続しましたこの事故に大変危機感を持ちまして、国、県の通知を待たずに、翌4月28日に市内小中学校の学校長に、防球ネットの支柱及び壁に設置してあるバスケットゴールの緊急安全点検を実施するように通知をいたしました。各校とも迅速に点検を実施し、報告書が提出されました。その結果、1件、運動場にある防球ネットの支柱に傾きとさびが見られるとの報告を受けましたので、直ちに専門業者に調査を依頼しましたところ、緊急性を伴う状況ではないことが確認できました。しかしながら、このまま放置しておくこともできませんので、この支柱につきましては現在改修方法について検討を行っており、適切な方法が決まり次第改修するようにいたします。

各学校には、引き続き教職員による定期的な学校施設の安全点検の実施とともに、心配な箇所がある場合には速やかに教育委員会に報告するよう、児童生徒の安全確保のために、学校と教育委員会との報告、連絡、相談の徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 植田議員の治水流域の規制方針についての御質問にお答えいたします。

近年、甚大な水災害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による降水量の増加や海面水位の上昇により、さらに水災害が頻発化、激甚化することが懸念されております。そのため、国はまちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報の在り方や、水災害リスク評価に基づき、効果的に水災害リスクを軽減するための水災害対策とまちづくりとのより一層の連携の在り方について提言を取りまとめ、この提言に基づきまして、令和3年5月に水

災害ハザード情報の充実や水災害リスクを踏まえた防災まちづくりを進める考え方・手法を示す、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインを作成をいたしました。

今後、本市といたしましては、このガイドラインに即しながら、防災まちづくりの実現に向けて、河川、下水道、海岸、砂防等の関係部署と協働して、地域住民の理解を得ながら、ハード、ソフトの両面から水災害リスクを軽減または回避するための対策について、総合的に取り組んでいかなければならないと考えております。

また、頻発、激甚化する自然災害に対応するために、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進など、安全なまちづくりのための対策を講じるために、都市再生特別措置法等の一部が改正する法律により都市計画法の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されることになっており、この都市計画法の改正により、令和4年4月1日から災害ハザードエリアにおける開発許可の見直しが行われ、市街化調整区域内の災害リスクの高い区域で、住宅等の開発許可の厳格化が行われます。その開発許可の運用につきましては、現在県及び高知広域都市計画区域の4市町で、情報を共有しながら検討をしております。この法改正に伴い、本市の都市計画法施行条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例の改正案を12月議会に上程させていただく予定でございます。

さらに、都市計画におきましても、近年の頻発化、激甚化する自然災害に対して、居住や都市機能の誘導を図る地域の安全を確保しつつ、都市のコンパクト化を推進していくために、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に防災指針を記載することが追加されたことから、災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する区域の設定を行うとともに、その区域内に災害ハザードエリアが残存する場合には、適切な防災・減災対策を防災指針として位置づけることが必要となっております。

このようなことから、本市におきましても、次回の立地適正化計画の見直しを行う際には、居住誘導区域内の防災対策を記載する防災指針を定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○5番（植田 豊） それぞれに御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

まず最初に、防災道の駅の件ですけれども、質問です。

選定されれば、非常用の発電装置や衛星防災無線電話、防災倉庫、断水時でも利用できる貯水機能つき給水管なども設置されるようです。本市にとっては、スポーツセンター北側の津波避難タワー同様に、指定されれば県内外から注目される広域防災拠点になるのは間違いありま

せん。また、道の駅「風良里」にとっては、お客様の何らかの形で増員にもつながると思います。選定されるように努力していただきたいと思います。なお、危機管理課長の御答弁をお願いします。

防災専従者職員の必要性について。

防災業務に関わる職員の方は、関係部署や関係機関との協議や、国、県などからの消防業務も多く、多岐にわたると聞いています。高知県内市町村のアンケートで、防災対策の業務の負担感についての質問に対して、計画作成・更新に追われて肝腎の訓練などができず、有事の際の実効性に支障を来す。関連計画は多岐にわたり、PDCAを回す余裕がない等の回答があったそうです。全国の市町村の中には、防災専従者の職員の方に、消防や警察、あるいは自衛隊のOBの方を起用しているところもあるようです。

災害が起きたときには命に関わることなので、地区防災に対してアドバイスできる専従職員の設置を求めたいと思います。専従職員の設置の予定があるのか、いま一度お聞きさせていただきます。

南国市社会福祉協議会とのボランティアセンターの運営などによる協定について、南国市は高知県の道と空の玄関であり、広域災害時において、県内各地域のハブ機能を請け負わなければならないと思います。今回の協定がよりよい活動になるよう期待します。質問ではありません。

次に、消防行政、火災報知機の設置10年。

住宅用火災報知機の設置は、消防法により義務づけられておりますが、具体的な事項は市町村が条例で定めることとされております。市町村は、この条例により、自らに普及啓発の努力業務を課しており、多くの市町村では高齢者などの世代を対象とした補助制度を設けています。しかし、利用件数は低迷しているようです。市町村からは、制度のPR不足かもしれない、やはり警報器について住民の方が自ら必要と考えてもらうことが重要ではないかといったような声が聞かれるそうです。まずは、警報器の必要性を市民の皆様に効果的に訴え、周知に努めなければならないと考えます。設置率が全国で一番高い福井県では、消防職員や消防団、婦人防火クラブが連携し、県内全世帯を戸別訪問し、普及啓発をすることで設置率が高くなったようです。そこまではなかなか徹底できないにしても、高齢者世帯の設置率が低い傾向にありますので、民生委員さん等が高齢者宅を訪問した際に、火災報知機の設置を促すよう協力依頼したらどうでしょうか。

また、本体そのものは、消防長言われましたように安く、安価になってきてはいますけども、

実際の取付けは高齢者の方はなかなか、ちょっとようせんとか、そういうお気持ちになるのではないかと思います。設置は、例えばシルバー人材センターさんに火災報知機の設置業務を請け負ってもらうをお願いをするとか、同じ高齢者同士ということで、御自宅に上がって設置してもらうことに対して抵抗感も少ないと思います。何とか、あの手この手で火災報知機の普及促進に今まで以上に努めていただきたいと思います。質問ではありません。

次に、消防団協力事業所表示制度について。

質問です。認定事業者さんの貢献度合いをお聞きします。具体的な例をできましたらお願いします。例えば、認定事業者さんに建設会社さんが多数、9件と言われたと思うんですが、おられますけど、重機を貸していただけたとか、そういった具体的なお話をいただけたらと思います。会社勤めの消防団員も多くなっている中で、南国市内の事業者さんの理解や協力が不可欠と考えます。先ほど、JAさんを含めて10企業とお答えいただきましたけど、今後の広報活動や協力要請をされる予定でしょうか、お聞きします。

#7119について。

地方での導入が少ないのは、都道府県の財政負担が大きいと聞きます。このサービスは、救急車の適正利用だけでなく、迅速で適切な医療提供という観点からも有効です。先ほど、予定になっているというお答えをいただきました。できるだけ早く使えるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。質問ではありません。

次に、小中学校の設備点検について。

学校には必要ではあるが、点検を怠ったら大事故につながるサッカーゴールや、遊具でいえばジャングルジム等大型重量物の設備が数多くあります。先ほどの答弁にもありましたように、場合によっては、専門業者さんによる細かいところまでの点検が必要な場合もあると想定しますが、命に関わることなので、定期的な点検を継続して実施する体制をお願いします。質問ではありません。

次に、治水流域の規制方針について。

自治体がこうしたソフト対策で減災を進める取組は、国の治水対策の見直しと連動しています。河川の外へ雨水の流出を抑制する対策や、被害を軽減する対策などを組み合わせた流域全体での総合的な防災・減災対策である流域治水の取組が必要となっていますが、何よりも地域住民の皆様に流域治水の考え方を知っていただき、御理解いただかなければならないと思います。今後の都市整備に反映される計画にしてくださいようお願いします。質問ではありません。

そしたら、答弁をお願いします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 防災道の駅の認定につきましては、認定される前の条件がございますけれども、本市におきましても、県と連携して進めるように取り組んでまいります。

専従者の職員の配置につきましては、本年度専従者職員ではございませんが、防災業務にも携わっていただけるよう、総務課において会計年度任用職員として退職自衛官を採用いたしました。今後は、業務内容なども考慮し、退職自衛官を防災専従者職員として採用している近隣市町村を参考にして、専従者職員の採用も検討してまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 消防長。

○消防長（小松和英） 植田議員の２問目にお答えをいたします。

まず、消防団協力事業所の貢献度合いということですが、それにつきましては、認定の審査時に災害時の応急対策活動協力に関する協定を結んでおります。具体的には、災害時における重機などの貸出しや資材の提供等を支援することとなっております。また、水防訓練時にも御協力をいただいております。それに併せまして、団員さんが消防団活動に参加することにも事業所として配慮をいただいております。

次に、広報活動や協力要請につきましては、事業所への協力要請につきましては、過去には消防団活動についての御理解や御配慮をお願いをする文書等を発送したことがあります。今後、御理解、御協力を得るために、ホームページ等の掲載と併せまして、事業所で行われます避難訓練や防火査察時にも、消防団についての協力要請をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（土居恒夫） 植田議員。

○５番（植田 豊） ２問目も、それぞれ御丁寧に御答弁ありがとうございました。

以上で私の本議会の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

＊

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明９日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前１０時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時24分 延会